

○龍谷大学大学院学則

昭和50年3月31日

第1章 総則及び修業年限等

第1条 本学大学院は、人文、社会及び自然に関する学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究めること、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学大学院は、教育研究の向上をはかり、前条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

2 前項の目的を達成するため、点検の項目、実施体制は別に定める。

第2条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

第2条の2 本学大学院の標準修業年限は、博士課程は5年、修士課程は2年とする。ただし、実践真宗学研究科（修士課程）の標準修業年限は、3年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、本学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

6 第1項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する者がその旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を修士課程、博士後期課程ともに6年まで認めることができる。

第2章 研究科の組織

第3条 本学大学院に文学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，社会学研究科，実践真宗学研究科，政策学研究科，農学研究科，国際学研究科及び先端理工学研究科を設ける。

2 文学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
真宗学専攻	博士課程
仏教学専攻	博士課程
哲学専攻	博士課程
教育学専攻	博士課程
臨床心理学専攻	博士課程
日本史学専攻	博士課程
東洋史学専攻	博士課程
日本語日本文学専攻	博士課程
英語英米文学専攻	博士課程

3 法学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
法律学専攻	博士課程

4 経済学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
経済学専攻	博士課程

5 経営学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
経営学専攻	博士課程

6 社会学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
社会学専攻	博士課程
社会福祉学専攻	博士課程

7 実践真宗学研究科の専攻及び課程は，次の表のとおりである。

専攻	課程
実践真宗学専攻	修士課程

8 政策学研究科の専攻及び課程は、次の表のとおりである。

専攻	課程
政策学専攻	博士課程

9 農学研究科の専攻及び課程は、次の表のとおりである。

専攻	課程
食農科学専攻	博士課程

10 国際学研究科の専攻及び課程は、次の表のとおりである。

専攻	課程
国際文化学専攻	博士課程
グローバルスタディーズ専攻	博士課程
言語コミュニケーション専攻	修士課程

11 先端理工学研究科の専攻及び課程は、次の表のとおりである。

専攻	課程
先端理工学専攻	博士課程

第3条の2 大学院各研究科の教育理念・目的は、次のとおりである。

研究科名	専攻 名	課程	教育理念・目的
文学研究科			建学の精神に基づき、各専攻領域に関わる文献資料・史料に依拠し、確固たる基礎学力を基盤として独創的かつ精緻な研究を継承発展させ、自立して研究活動を行うのに必要な高度な研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を培い、学術の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。
	真宗 学専 攻	修士 課程	インド・中国・日本にわたる浄土教思想の流れ、親鸞の教義とその伝道、真宗教学の歴史的変遷の3分野について研究・教育することを目的とし、広い視野に立って真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
		博士 後期 課程	3分野を基軸として、諸文献を書誌学的・思想的に深く研究し、専門的な知識と高い研究能力を身につけることを目的とし、他の学問領域との関連交流をふまえ、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。

仏教 学専 攻	修士 課程	インド・中国・日本などの諸地域におよぶ仏教学を多角的視野から学ぶことによって専門的知識と論理的洞察力を修得することを目的とし、異思想や異文化あるいは現代社会の諸問題にも対応できる学識豊かな人材を養成する。
	博士 後期 課程	仏教学に関するより高度な専門的知識と研究能力を修得することを目的とし、進取の気概を持って広い視野より分析研究できる人材を養成する。
哲学 専攻	修士 課程	哲学の歴史を深く学び、基本的な文献を原語で読解する能力を育成するとともに、諸科学の歴史や現代の動向にも目を配った広い視野を養うことを目的とし、論理的洞察力に富んだ人材を養成する。
	博士 後期 課程	専門の文献読解能力の向上と、諸科学の知識の吸収につとめつつ、現代の学界の情勢をも把握して、論文執筆に関連する諸能力を育てることを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。
教育 学専 攻	修士 課程	教育学と教育心理学の領域で、教育の本質・方法や社会・文化との関係、発達や学習などについて研究・教育を行うことを目的とし、実践的課題に専門的に応えられる人材を養成する。
	博士 後期 課程	修士課程と同じく2領域の問題の所在や課題解決の方途を解明するため、先行研究を批判的に検討しながら新たな知見を見いだせる研究・教育を行うことを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。
臨床 心理 学専 攻	修士 課程	建学の精神にある共生の精神を持ちながら、近接する心理的支援の現場において共働的な臨床実践を実現するため、被支援者にかかわる人間関係を適切に把握し、高度な臨床心理学的専門性を発揮できる人材を養成する。
	博士 後期 課程	建学の精神にある共生の精神を持ちながら、修士課程での研究を発展させ、臨床心理学における社会的な要請に応えるための高度な研究に取り組み、臨床心理学における研究者としての人材を育成する。
日本 史学 専攻	修士 課程	日本史学の諸分野において、基本的な研究能力と専門知識・技能を修得し、洞察力と柔軟性に富み、歴史的主体として現代社会に貢献できる人材を養成する。
	博士	日本史学の専門知識・技能において特に優れ、かつ洞察力と柔軟性

	後期 課程	に富み、専門性を発揮する職業人として、また歴史的主体として、現代社会に貢献できる人材を養成する。
東洋 史学 専攻	修士 課程	中国をはじめアジア諸地域の歴史に関する専門的な知識と技能を修得することを目的とし、広い視野に立ってアジア全体を深く洞察できる人材を養成する。
	博士 後期 課程	アジア諸地域の言語や歴史に関する高度で専門的な知識と技能を修得することを目的とし、研究者として広い視野に立ってアジア全体を深く分析研究できる人材を養成する。
日本 語日 本文 学専 攻	修士 課程	広い視野に立って日本の言語と言語文化に関する豊かな学識と高い研究能力を身につけ、日本語・日本文学についての専門性が求められる職業を担い得る卓越した能力を培うことを目的とし、言語文化の側面から現代社会に貢献できる人材を養成する。
	博士 後期 課程	日本の言語と言語文化に関する専門的な視野に立って進取の気概を持って研究を推進し、自立した有為の研究者として独創的な成果をあげる能力を培うことを目的とし、日本語・日本文学の専門研究の立場から現代社会に貢献できる人材を養成する。
英語 英米 文学 専攻	修士 課程	英米文学・英語学・英米文化を広い視野から学ぶと同時にそれぞれの分野での専門的知識を修得することを目的とし、国際化する現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
	博士 後期 課程	英米の文学や言語、文化に関する専門的知識の修得を目的とし、将来は広い角度からそれぞれの分野の問題を研究していける人材を養成する。
法学研究科		「真実を求め真実に生きる」という建学の精神と日本国憲法の理念を基礎に、法学・政治学の領域で高度な研究・教育を通じ、世界と地域で活躍し、共生（ともいき）の社会を担う、人権感覚に溢れた研究者及び専門職業人の養成を目的とする。
法律 学専 攻	修士 課程	大学における4年間の学修によって獲得された一般的教養と専門的教養の基礎の上に、さらに広い視野に立った深い学識と専攻分野における研究能力を育むことを通じて、研究者及び高度の専門性を要する職業人に必要な能力を涵養する。
	博士	修士課程における学修によって獲得された深い学識と研究能力の基

		後期 課程	礎の上に、専攻分野において、研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行するのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を涵養する。
経済学研究 科			世界と地域社会における対話と共生に基づく平和と発展に貢献することを目指して、世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等を育成することを目的とする。
	経済 学専 攻	修士 課程	激変する現代社会の諸問題に 대응することができる人材の育成を目標とし、特に世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等の人材を育成する。
		博士 後期 課程	修士課程における学修による深い学識と研究能力の基礎の上に立って、専門分野における研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目標として、国際的水準の創造的研究を実現できる研究者等の人材を育成する。
経営学研究 科			建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得するための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。
	経営 学専 攻	修士 課程	建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得するための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。
		博士 後期 課程	建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得するための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる自立した研究者を育成することを目的とする。
社会学研究 科			多様な価値が錯綜する現代社会において、社会学・社会福祉学分野への社会的期待が高まる中、建学の精神に基づき、社会的現実と理

			論的分析の往還を促す現場主義の教育を通じて、高度の専門性と実践性を兼ね備えたバランスのとれた高度専門職業人、研究者及び教育者としての能力をもつ人材を養成することを目的とする。
	社会学専攻	修士課程	複雑で多様な現代社会の諸問題を分析できる社会学的な学識と能力を有する専門社会調査士や職業ジャーナリストのような高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とし、現実社会に対応した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成する。
		博士後期課程	高度で創造的研究を行うことのできる自立した研究者を育成することを目的とし、社会学の研究領域で価値ありと認められる研究成果を生み出す能力を有する人材を養成する。
	社会福祉学専攻	修士課程	現代社会における社会福祉学の専門性と実践性を兼ね備えた高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とし、現実の社会福祉問題に直結した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成する。
		博士後期課程	社会福祉学の研究方法を身につけ、創造的で自立した研究者を育成することを目的とし、社会福祉問題の分析における高度の研究能力を有する人材を養成する。
実践真宗学研究科	実践真宗学専攻	修士課程	本学の建学の精神である浄土真宗の教えに基づき、釈尊の教示した仏教、及び親鸞の宗教を、世界的視野、かつまた地域的視点より実践的に領解し、現代における人間存在の根本問題、並びに社会的存在として惹起する諸問題に、具体的に対応できる宗教的实践者としての能力を養成することを目的とする。
政策学研究科			建学の精神に基づいて、共生の哲学を基礎に、現代的で人類的な課題に対する専門知識に支えられた市民的思考力と、協働による課題解決アプローチを構想できる政策研究能力を修得し、政策の立案実施にかかる能力を持った人材を養成することを目的とする。
	政策学専攻	修士課程	市民的公共性と持続可能な発展への貢献を志向性として獲得し、地域がかかえる具体的課題を政策分析の対象として扱うことができる政策学の学問的知識を修得し、地域の課題を設定して解決できる能力を有する専門的職業人及び研究者を養成する。
		博士後期課程	市民的公共性と持続可能な発展という考え方を自ら考察でき、地域課題を包括的で統合的な政策によって解決できる政策学の知識と構

		課程	想力を有する研究者及びより高度な専門的職業人を養成する。
農学研究科			建学の精神に基づいて、高い倫理観と高度な専門知識、技能を併せ持ち、「食」と「農」に関わる諸課題の解決と持続可能社会の実現、地域社会の活性化に寄与し、「食」と「農」を対象とした学問研究の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。
	食農科学専攻	修士課程	高度な専門的知識を身に付け、農学本来の姿である「自然科学と社会科学の総合」、「倫理的な価値判断」を意識しながら「食」や「農」に関わるローカル・グローバル双方の問題に対処できる人材、習得した知識・スキルを活用し、地域社会・地域農業の再生・活性化に貢献できる人材、「食」や「農」に関わる実社会・現場において高い専門性や能力が求められる職業を担うことのできる人材を養成する。
		博士後期課程	修士課程の学修で身に付けた深い学識と研究能力、実務で得た知見・技能・経験を土台とし、高度で国際的な水準の創造的研究を行うことのできる自立した研究者、国内外の研究機関で活躍し、農学及び食品科学の発展に貢献できる人材、自然科学及び社会科学の両側面から「食」と「農」を中心とした地域社会の再生に学問として取り組むことのできる人材を養成する。
国際学研究科			建学の精神に基づいて、グローバル化の加速的な進展のなかで、現在の国際社会が直面している諸課題・諸現象と批判的に向き合い、多様な文化が共生する社会の実現に向けて、国際的な舞台でリーダーシップを発揮し活躍できる高度専門職業人・実務家・研究者の養成を目的とする。
	国際文化学専攻	修士課程	相互依存が著しく進む現代世界が直面する新たな諸現象・諸問題を、文化の視座から批判的に考察し、高度な専門的知識と外国語能力を発揮して解決方法を探求することのできる人材、また得られた知見を高度専門職業人・実務家・研究者として発信できる人材を養成する。
		博士後期課程	相互依存が著しく進む現代世界が直面する新たな諸現象・諸問題を、文化の視座から批判的に考察し、高度な専門的知識と外国語能力を発揮して、その解決方法を国際的な舞台で提言し、多文化が共生で

		きる社会の創造に高度専門職業人・研究者として貢献できる人材を養成する。
グローバルスタディー	修士課程	グローバル化が急速に進展する現代の国際社会が抱える諸問題を、幅広い視点から複合的かつ批判的に理解し、高度な専門的知識と外国語能力を発揮して、その解決方法を探求することができる人材、また得られた知見を高度専門職業人・実務家・研究者として発信できる人材を養成する。
グローバルスタディー	博士後期課程	グローバル化が急速に進展する現代の国際社会が抱える諸問題を、幅広い視点から複合的かつ批判的に理解し、高度な専門的知識と外国語能力を発揮して、その解決方法を国際的な舞台で提言し、豊かな社会の創造に高度専門職業人・研究者として貢献できる人材を養成する。
言語コミュニケーション専攻	修士課程	グローバル化が急速に進展する社会における言語およびコミュニケーションの意義や役割に関する問題意識をもち、主体的かつ自律的に学ぶことによって卓越した専門的知識や技能を習得し、高い語学力・対話力をもってリーダーシップを発揮して高度専門職業人・実務家・研究者として相互理解や多文化理解の推進に貢献できる人材を養成する。
先端理工学研究科		建学の精神に基づいて、自然・社会と科学との調和を重視し、幅広い教養と理工学の各専門分野における高度の専門知識・技能を身につけ、持続可能な社会の発展に貢献できる高い倫理観を持った高度専門職人材・研究者を育成することを目的とする。
先端理工学専攻	修士課程	高度な専門知識のみならず、幅広い教養と倫理意識を備えた科学技術者を育成し、異分野にも知識の幅を広げ、主体的に学び、創造することのできる人材を養成する。
先端理工学専攻	博士後期課程	高度の専門知識を備えながらも、専門の枠にとらわれず広い視野により多角的な問題解決能力を有する科学技術者を育成し、日本の社会に貢献すると共に、科学技術のあるべき道に導く指導者を養成する。

第3章 収容定員

第5条 本学大学院各研究科の収容定員は、次の表のとおりである。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
文学研究 科	真宗学専攻	20名	40名	5名	15名	55名
	仏教学専攻	20	40	5	15	55
	哲学専攻	7	14	2	6	20
	教育学専攻	7	14	3	9	23
	臨床心理学専攻	10	20	2	6	26
	日本史学専攻	7	14	2	6	20
	東洋史学専攻	7	14	2	6	20
	日本語日本文学 専攻	7	14	2	6	20
	英語英米文学専 攻	7	14	2	6	20
	小計	92	184	25	75	259
法学研究 科	法律学専攻	25	50	5	15	65
経済学研 究科	経済学専攻	30	60	3	9	69
経営学研 究科	経営学専攻	30	60	3	9	69
社会学研 究科	社会学専攻	10	20	3	9	29
	社会福祉学専攻	10	20	3	9	29
	小計	20	40	6	18	58
実践真宗 学研究所	実践真宗学専攻	30	90	—	—	90
政策学研 究科	政策学専攻	20	40	3	9	49
農学研究	食農科学専攻	30	60	5	15	75

科						
国際学研	国際文化学専攻	7	14	2	6	20
究科	グローバルスタ ディーズ専攻	4	8	2	6	14
	言語コミュニケ ーション専攻	4	8	—	—	8
	小計	15	30	4	12	42
先端理工 学研究科	先端理工学専攻	100	200	10	30	230
合計		392	814	64	192	1,006

第4章 教育方法及び履修方法等

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項に定める教育は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

3 第1項に定める教育は、多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の2 本学において教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修しなければならない。

2 本学大学院各研究科の各専攻において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教科	免許状の種類
文学研究科	真宗学専攻	宗教	高等学校教諭専修免許状
	仏教学専攻		中学校教諭専修免許状
	哲学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状
		社会	中学校教諭専修免許状
	教育学専攻	地理歴史	高等学校教諭専修免許状
		公民	
		社会	中学校教諭専修免許状
	臨床心理学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状

色の凡例：数学、情報、工業、理科

	日本史学専攻	地理歴史	高等学校教諭専修免許状
	東洋史学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
	日本語日本文学専攻	国語	高等学校教諭専修免許状
	英語英米文学専攻	英語	中学校教諭専修免許状
法学研究科	法律学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状
		社会	中学校教諭専修免許状
経済学研究科	経済学専攻	地理歴史	高等学校教諭専修免許状
		公民	
		社会	中学校教諭専修免許状
経営学研究科	経営学専攻	商業	高等学校教諭専修免許状
社会学研究科	社会学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状
	社会福祉学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
実践真宗学研究科	実践真宗学専攻	宗教	高等学校教諭専修免許状
			中学校教諭専修免許状
政策学研究科	政策学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状
		社会	中学校教諭専修免許状
農学研究科	食農科学専攻	農業	高等学校教諭専修免許状
国際学研究科	言語コミュニケーション専攻	英語	高等学校教諭専修免許状
			中学校教諭専修免許状
先端理工学研究科	先端理工学専攻	数学	高等学校教諭専修免許状
		理科	中学校教諭専修免許状
		情報	高等学校教諭専修免許状
		工業	

第7条 各研究科修士課程の専攻に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は次の表のとおりである。

(1) 文学研究科（修士課程）

ア 真宗学専攻

授業科目	単位数	履修方法
真宗学特殊研究	4	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
真宗学特殊研究A	2	

真宗学特殊研究B	2	
真宗教学史特殊研究A	2	
真宗教学史特殊研究B	2	
浄土教理史特殊研究A	2	
浄土教理史特殊研究B	2	
真宗学演習	4	
真宗教学史演習	4	
浄土教理史演習	4	
真宗伝道学演習	4	
真宗学文献研究A	2	
真宗学文献研究B	2	
伝道学特殊研究	4	
伝道学特殊研究A	2	
伝道学特殊研究B	2	
真宗伝道学特殊研究	4	
真宗伝道学特殊研究A	2	
真宗伝道学特殊研究B	2	
真宗伝道史特殊研究A	2	
真宗伝道史特殊研究B	2	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	
真宗史特殊研究A	2	
真宗史特殊研究B	2	
仏教学特殊研究	4	
仏教学特殊研究A	2	
仏教学特殊研究B	2	
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	
宗教哲学特殊研究ⅡB	2	

哲学特殊研究ⅠA	2	
哲学特殊研究ⅠB	2	
哲学特殊研究ⅡA	2	
哲学特殊研究ⅡB	2	
哲学特殊研究ⅢA	2	
哲学特殊研究ⅢB	2	
倫理学特殊研究ⅠA	2	
倫理学特殊研究ⅠB	2	
倫理学特殊研究ⅡA	2	
倫理学特殊研究ⅡB	2	
教育哲学特殊研究A	2	
教育哲学特殊研究B	2	
東方古典翻訳特殊研究A	2	
東方古典翻訳特殊研究B	2	
真宗学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	

イ 仏教学専攻

授業科目	単位数	履修方法
仏教学特殊研究	4	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
仏教学特殊研究A	2	
仏教学特殊研究B	2	
仏教教学史特殊研究A	2	
仏教教学史特殊研究B	2	
仏教文化学特殊研究	4	
仏教文化学特殊研究A	2	
仏教文化学特殊研究B	2	
インド哲学特殊研究	4	
インド哲学特殊研究A	2	

インド哲学特殊研究B	2	
仏教学演習	4	
仏教教学史演習	4	
インド哲学演習	4	
仏教学文献研究（サンスクリット）A	2	
仏教学文献研究（サンスクリット）B	2	
仏教学文献研究（パーリ）A	2	
仏教学文献研究（パーリ）B	2	
仏教学文献研究（チベット）A	2	
仏教学文献研究（チベット）B	2	
仏教学文献研究（漢文）A	2	
仏教学文献研究（漢文）B	2	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	
伝道学特殊研究	4	
伝道学特殊研究A	2	
伝道学特殊研究B	2	
真宗伝道学特殊研究A	2	
真宗伝道学特殊研究B	2	
日本仏教史特殊研究A	2	
日本仏教史特殊研究B	2	
東洋仏教史特殊研究A	2	
東洋仏教史特殊研究B	2	
真宗学特殊研究A	2	
真宗学特殊研究B	2	
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	

宗教哲学特殊研究ⅡB	2	
哲学特殊研究ⅠA	2	
哲学特殊研究ⅠB	2	
哲学特殊研究ⅡA	2	
哲学特殊研究ⅡB	2	
哲学特殊研究ⅢA	2	
哲学特殊研究ⅢB	2	
倫理学特殊研究ⅠA	2	
倫理学特殊研究ⅠB	2	
倫理学特殊研究ⅡA	2	
倫理学特殊研究ⅡB	2	
教育哲学特殊研究A	2	
教育哲学特殊研究B	2	
東方古典翻訳特殊研究A	2	
東方古典翻訳特殊研究B	2	
仏教学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	

ウ 哲学専攻

授業科目	単位数	履修方法
哲学特殊研究ⅠA	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
哲学特殊研究ⅠB	2	
哲学特殊研究ⅡA	2	
哲学特殊研究ⅡB	2	
哲学特殊研究ⅢA	2	
哲学特殊研究ⅢB	2	
倫理学特殊研究ⅠA	2	
倫理学特殊研究ⅠB	2	
倫理学特殊研究ⅡA	2	

倫理学特殊研究ⅡB	2	
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	
宗教哲学特殊研究ⅡB	2	
哲学演習	4	
倫理学演習	4	
宗教哲学演習	4	
哲学文献研究ⅠA	2	
哲学文献研究ⅠB	2	
哲学文献研究ⅡA	2	
哲学文献研究ⅡB	2	
真宗学特殊研究A	2	
真宗学特殊研究B	2	
仏教学特殊研究	4	
仏教学特殊研究A	2	
仏教学特殊研究B	2	
教育哲学特殊研究A	2	
教育哲学特殊研究B	2	
社会学特殊研究A	2	
社会学特殊研究B	2	
西洋美術史特殊研究A	2	
西洋美術史特殊研究B	2	
哲学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

授業科目	単位数	履修方法
教育学特殊研究A	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
教育学特殊研究B	2	
教育哲学特殊研究A	2	
教育哲学特殊研究B	2	
宗教教育学特殊研究A	2	
宗教教育学特殊研究B	2	
教育方法学特殊研究A	2	
教育方法学特殊研究B	2	
教育行政学特殊研究A	2	
教育行政学特殊研究B	2	
生涯教育学特殊研究A	2	
生涯教育学特殊研究B	2	
異文化間教育学特殊研究A	2	
異文化間教育学特殊研究B	2	
学校経営学特殊研究A	2	
学校経営学特殊研究B	2	
社会教育学特殊研究A	2	
社会教育学特殊研究B	2	
障害者（児）心理学特殊研究	2	
教育学演習	4	
生涯教育学演習	4	
異文化間教育学演習	4	
教育・発達心理学演習	4	
教育学文献研究A	2	
教育学文献研究B	2	
真宗学特殊研究A	2	
真宗学特殊研究B	2	
仏教学特殊研究	4	
仏教学特殊研究A	2	

仏教学特殊研究B	2	
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	
宗教哲学特殊研究ⅡB	2	
学校心理学特殊研究	2	
学習心理学特殊研究	2	
発達心理学特殊研究	2	
心理教育アセスメント実習	1	
心理教育アセスメント論	2	
学校カウンセリング実習	2	
学校カウンセリング特殊研究	2	
臨床心理学特殊研究	2	
教育学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

オ 臨床心理学専攻

授業科目	単位数	履修方法
臨床心理学特論	4	左記の授業科目の中から 32単位以上を履修しなければならない。
臨床心理面接特論	4	
臨床心理査定特論	4	
臨床心理基礎実習	2	
臨床心理実習	2	
臨床心理学文献研究	2	
投映法特論	2	
心理療法特論	2	
教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床	2	

心理学特論)		
臨床心理地域援助特論	2	
心理学研究法特論	2	
臨床心理学研究法特論	2	
人格心理学特論（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
学習心理学特論	2	
認知心理学特論	2	
社会心理学特論	2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	
人間関係学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
老年心理学特論	2	
障害者児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
精神薬理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
心理支援に関する理論と実践	2	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
心理的アセスメントに関する理論と実践	2	
福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
心の健康教育に関する理論と実践	2	

学校カウンセリング（実習）	1	
臨床心理学演習Ⅰ	4	
臨床心理学演習Ⅱ	4	
心理実践実習Ⅰ	4	
心理実践実習Ⅱ	4	
臨床心理実習指導Ⅰ	1	
臨床心理実習指導Ⅱ	2	
臨床心理学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

以上の表に掲げる実習演習科目の時間数及び履修方法については別に定める。

カ 日本史学専攻

授業科目	単位数	履修方法
古代史特殊研究A	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
古代史特殊研究B	2	
中世史特殊研究A	2	
中世史特殊研究B	2	
近世史特殊研究A	2	
近世史特殊研究B	2	
近代史特殊研究A	2	
近代史特殊研究B	2	
日本仏教史特殊研究A	2	
日本仏教史特殊研究B	2	
考古学演習	4	
古代史演習	4	
中世史演習	4	
近世史演習	4	

近代史演習	4	
日本仏教史演習	4	
文化財科学演習	4	
美術史演習	4	
日本史学文献研究A	2	
日本史学文献研究B	2	
日本仏教史文献研究A	2	
日本仏教史文献研究B	2	
東洋仏教史特殊研究A	2	
東洋仏教史特殊研究B	2	
日本法制史特殊研究A	2	
日本法制史特殊研究B	2	
考古学特殊研究A	2	
考古学特殊研究B	2	
美術史特殊研究A	2	
美術史特殊研究B	2	
民俗学特殊研究A	2	
民俗学特殊研究B	2	
歴史地理学特殊研究A	2	
歴史地理学特殊研究B	2	
文化財科学特殊研究A	2	
文化財科学特殊研究B	2	
日本史学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

キ 東洋史学専攻

授業科目	単位数	履修方法
------	-----	------

東洋古代史特殊研究A	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
東洋古代史特殊研究B	2	
東洋中世史特殊研究A	2	
東洋中世史特殊研究B	2	
東洋近世近代史特殊研究A	2	
東洋近世近代史特殊研究B	2	
東洋仏教史特殊研究A	2	
東洋仏教史特殊研究B	2	
東洋古代史演習	4	
東洋中世史演習	4	
東洋近世近代史演習	4	
東洋仏教史演習	4	
東洋史文献研究A	2	
東洋史文献研究B	2	
東洋仏教史文献研究A	2	
東洋仏教史文献研究B	2	
日本仏教史特殊研究A	2	
日本仏教史特殊研究B	2	
考古学特殊研究A	2	
考古学特殊研究B	2	
美術史特殊研究A	2	
美術史特殊研究B	2	
歴史地理学特殊研究A	2	
歴史地理学特殊研究B	2	
民俗学特殊研究A	2	
民俗学特殊研究B	2	
文化財科学特殊研究A	2	
文化財科学特殊研究B	2	
仏教文化学特殊研究	4	
仏教文化学特殊研究A	2	

仏教文化学特殊研究B	2	
中国文学特殊研究A	2	
中国文学特殊研究B	2	
東洋史学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

ク 日本語日本文学専攻

授業科目	単位数	履修方法
古典文学特殊研究A	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
古典文学特殊研究B	2	
近代文学特殊研究A	2	
近代文学特殊研究B	2	
情報出版学特殊研究A	2	
情報出版学特殊研究B	2	
日本語学特殊研究A	2	
日本語学特殊研究B	2	
中国文学特殊研究A	2	
中国文学特殊研究B	2	
言語情報処理特殊研究A	2	
言語情報処理特殊研究B	2	
日本仏教史特殊研究A	2	
日本仏教史特殊研究B	2	
民俗学特殊研究A	2	
民俗学特殊研究B	2	
美術史特殊研究A	2	
美術史特殊研究B	2	
古典文学演習	4	

近代文学演習	4	
情報出版学演習	4	
日本語学演習	4	
古典文学文献研究A	2	
古典文学文献研究B	2	
近代文学文献研究A	2	
近代文学文献研究B	2	
情報出版学文献研究A	2	
情報出版学文献研究B	2	
日本語学文献研究A	2	
日本語学文献研究B	2	
中国文学文献研究A	2	
中国文学文献研究B	2	
日本語日本文学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

ケ 英語英米文学専攻

授業科目	単位数	履修方法
英文学特殊研究A	2	左記の授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。
英文学特殊研究B	2	
米文学特殊研究A	2	
米文学特殊研究B	2	
英語学特殊研究A	2	
英語学特殊研究B	2	
英米文化特殊研究A	2	
英米文化特殊研究B	2	
英文学演習	4	

米文学演習	4	
英語学演習	4	
英米文化演習	4	
英米文学文献研究A	2	
英米文学文献研究B	2	
英語学文献研究A	2	
英語学文献研究B	2	
英米文化文献研究A	2	
英米文化文献研究B	2	
言語情報処理特殊研究A	2	
言語情報処理特殊研究B	2	
西洋美術史特殊研究A	2	
西洋美術史特殊研究B	2	
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	
宗教哲学特殊研究ⅡB	2	
異文化間教育学特殊研究A	2	
異文化間教育学特殊研究B	2	
東方古典翻訳特殊研究A	2	
東方古典翻訳特殊研究B	2	
英語英米文学特別研究	10	
アカデミック・ライティング	2	
英語（リーディング）	1	
英語（ライティング）	1	
宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2	

以上の表に掲げる授業科目のほか、文学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(2) 法学研究科（修士課程）

ア 法律学専攻

授業科目	単位数	履修方法
法哲学研究Ⅰ	2	左記の授業科目中から32単位以上を履修しなければならない。 ただし、「地域公共人材特別演習」は含まない。
法哲学研究Ⅱ	2	
法史学研究Ⅰ	2	
法史学研究Ⅱ	2	
外国法研究Ⅰ	2	
外国法研究Ⅱ	2	
外国法研究Ⅲ	2	
外国法研究Ⅳ	2	
憲法研究Ⅰ	2	
憲法研究Ⅱ	2	
憲法研究Ⅲ	2	
宗教法研究	2	
行政法研究Ⅰ	2	
行政法研究Ⅱ	2	
地方自治法研究	2	
自治体法務研究	2	
税法研究Ⅰ	2	
税法研究Ⅱ	2	
税法研究Ⅲ	2	
税法特別研究Ⅰ	2	
税法特別研究Ⅱ	2	
税法特別研究Ⅲ	2	
国際法研究Ⅰ	2	
国際法研究Ⅱ	2	
国際人権法研究Ⅰ	2	
国際人権法研究Ⅱ	2	
国際環境法研究Ⅰ	2	
国際環境法研究Ⅱ	2	

刑法研究Ⅰ	2	
刑法研究Ⅱ	2	
刑法研究Ⅲ	2	
刑法研究Ⅳ	2	
刑事訴訟法研究Ⅰ	2	
刑事訴訟法研究Ⅱ	2	
刑事訴訟法研究Ⅲ	2	
刑事訴訟法研究Ⅳ	2	
刑事学研究Ⅰ	2	
刑事学研究Ⅱ	2	
刑事学研究Ⅲ	2	
刑事学研究Ⅳ	2	
民法研究Ⅰ	2	
民法研究Ⅱ	2	
民法研究Ⅲ	2	
民法研究Ⅳ	2	
民法研究Ⅴ	2	
民法研究Ⅵ	2	
担保物權法研究	2	
契約法研究Ⅰ	2	
契約法研究Ⅱ	2	
不法行為法研究	2	
消費者法研究	2	
商法研究Ⅰ	2	
商法研究Ⅱ	2	
商法研究Ⅲ	2	
商法研究Ⅳ	2	
会社法研究Ⅰ	2	
会社法研究Ⅱ	2	
会社法研究Ⅲ	2	

会社法研究Ⅳ	2	
企業法務論研究Ⅰ	2	
企業法務論研究Ⅱ	2	
企業取引法研究Ⅰ	2	
企業取引法研究Ⅱ	2	
独占禁止法研究Ⅰ	2	
独占禁止法研究Ⅱ	2	
知的財産法研究Ⅰ	2	
知的財産法研究Ⅱ	2	
民事訴訟法研究Ⅰ	2	
民事訴訟法研究Ⅱ	2	
国際私法研究Ⅰ	2	
国際私法研究Ⅱ	2	
国際取引法研究Ⅰ	2	
国際取引法研究Ⅱ	2	
労働法研究Ⅰ	2	
労働法研究Ⅱ	2	
社会保障法研究Ⅰ	2	
社会保障法研究Ⅱ	2	
社会法研究Ⅰ	2	
社会法研究Ⅱ	2	
法律実務論	4	
不動産登記法研究Ⅰ	2	
不動産登記法研究Ⅱ	2	
登記実務研究Ⅰ	2	
登記実務研究Ⅱ	2	
政治学研究	2	
政治思想研究Ⅰ	2	
政治思想研究Ⅱ	2	
日本政治史研究	2	

日本政治外交史研究	2	
政治過程論研究	2	
行政学研究	2	
公共政策学研究	2	
比較社会政策論研究	2	
地方自治体研究	2	
非営利組織研究	2	
都市政策研究	2	
地域開発論研究	2	
地域研究発展演習Ⅰ	2	
地域研究発展演習Ⅱ	2	
地域研究発展演習Ⅲ	2	
地域研究発展演習Ⅳ	2	
経済政策研究	2	
地域経済論研究	2	
社会政策研究	2	
国際政治学研究	2	
国際研究発展演習Ⅰ	2	
国際研究発展演習Ⅱ	2	
比較政治論研究	2	
西洋政治史研究	2	
開発援助論研究	2	
平和・紛争論研究	2	
国家・民族論研究	2	
外交政策論研究	2	
EU政策論研究	2	
第三世界政治論研究	2	
アジア政治論研究	2	
国際政治文献講読	2	
アジアアフリカ総合研究特別	2	

演習		
中東政治論研究	2	
アジア経済史研究	2	
開発経済学研究	2	
日本経済論研究	2	
アフリカ政治論研究	2	
アフリカ経済論研究	2	
アフリカ社会論研究	2	
民際学概論	2	
経済協力論研究	2	
環境経済論研究	2	
民際学理論研究	2	
国際政治経済学研究	2	
国際経済論研究	2	
多国籍企業論研究	4	
会計原則論研究	4	
国際会計論研究	4	
会計監査論研究	4	
会計情報論研究	4	
管理会計論研究	4	
中国経済論研究	2	
アジア経済論研究	2	
国際地域経済研究	2	
農業経済論研究	2	
フィールド調査研究	2	
日本研究A	2	
日本研究B	2	
共生社会研究A	2	
共生社会研究B	2	
言語文化研究A	2	

言語文化研究B	2	
宗教文化研究A	2	
宗教文化研究B	2	
芸術・メディア研究A	2	
芸術・メディア研究B	2	
地域公共人材総合研究特別演習	8	
地域リーダーシップ研究	2	
先進的地域政策研究	2	
地方行政実務演習	2	
フィールドワーク特別研究	4	
地域協働研究	2	
地域公共政策実務論研究	2	
協働ワークショップ実践演習	2	
コミュニケーション・ワーク	2	
ショップ実践演習		
地域再生可能エネルギー実装	2	
演習		
まちづくりとコミュニティ研	2	
究		
まちづくりと法研究	2	
地域産業政策研究	2	
都市計画研究	2	
地域公共人材実践演習	4	
企業のCSR実践演習	2	
ローカルビジネス・イノベー	2	
ション研究		
コミュニティメディア研究	2	
政策コミュニケーション研究	2	
キャリア・コミュニケーショ	2	

ン演習		
グローバル戦略実践演習	2	
実践キャリア研究	4	
地域公共人材特別演習	1	
プロジェクト・サイクル・マ	2	
ネジメント演習		
外国文献研究Ⅰ	2	
外国文献研究Ⅱ	2	
外国文献研究Ⅲ	2	
外国文献研究Ⅳ	2	
特別研究Ⅰ	4	
特別研究Ⅱ	4	
特別研究Ⅲ	4	
特別研究Ⅳ	4	
特殊研究	2	
特殊研究（Comparative	2	
Politics）		
特殊研究（Asian Politics）	2	
特殊研究（African Politics）	2	
特殊研究（International	2	
Human Rights LawⅡ）		
特殊研究（税法ケース研究Ⅰ）	2	
特殊研究（税法ケース研究Ⅱ）	2	
特殊研究（税法判例研究）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	
特殊研究（ジェンダーの法律	2	
学）		

特殊研究（民事法発展演習）	2	
特殊研究（民法判例研究）	2	
特殊研究（家族法基礎理論研究）	2	
特殊研究（市民社会と団体）	2	
特殊研究（法学の基礎Ⅰ）	2	
特殊研究（法学の基礎Ⅱ）	2	
特殊研究（憲法実践演習）	2	
放送大学大学院科目	8	

以上の表に掲げる授業科目のほか、法学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(3) 経済学研究科（修士課程）

ア 経済学専攻

授業科目	単位数	履修方法
研究の技法	2	左記の授業科目中から、指導教員の担当する演習8単位を含め、32単位以上を履修しなければならない。
社会経済理論研究	2	
マクロ経済学A	2	
マクロ経済学B	2	
ミクロ経済学A	2	
ミクロ経済学B	2	
経済学史研究	2	
日本経済史研究	2	
ヨーロッパ経済史研究	2	
アジア経済史研究	2	
社会思想史研究	2	
経済思想史研究	2	
経済政策研究	2	
地域経済論研究	2	
国際地域経済研究	2	
中国経済論研究	2	

アジア経済論研究	2	
アフリカ経済論研究	2	
民際学概論	2	
民際学理論研究	2	
国際経済論研究	2	
国際政治経済学研究	2	
経済協力論研究	2	
開発経済学研究	2	
環境経済論研究	2	
日本経済論研究	2	
産業組織論研究	2	
中小企業論研究	2	
農業経済論研究	2	
財政学研究	2	
公共経済学研究	2	
地方財政論研究	2	
金融論研究	2	
国際金融論研究	2	
ファイナンス論研究	2	
計量経済学A	2	
計量経済学B	2	
情報政策論研究	2	
フィールド調査研究	2	
経済情報システム研究	2	
社会政策研究	2	
労働経済学研究	2	
外国文献研究	2	
アジア政治論研究	2	
中東政治論研究	2	
アフリカ政治論研究	2	

アフリカ社会論研究	2	
比較政治論研究	2	
国家・民族論研究	2	
平和・紛争論研究	2	
外交政策論研究	2	
開発援助論研究	2	
国際法研究Ⅰ	2	
国際人権法研究Ⅱ	2	
国際環境法研究Ⅰ	2	
日本研究A	2	
日本研究B	2	
共生社会研究A	2	
共生社会研究B	2	
言語文化研究A	2	
言語文化研究B	2	
宗教文化研究A	2	
宗教文化研究B	2	
芸術・メディア研究A	2	
芸術・メディア研究B	2	
社会科学のための統計分析	2	
Academic WritingⅠ	2	
Academic WritingⅡ	2	
PBL演習	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	2	
特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	
特殊研究（Asian Politics）	2	
特殊研究（African Politics）	2	
特殊研究（Comparative	2	

Politics)		
特殊研究 (International Human Rights Law II)	2	
特殊研究 (日本語教育 I)	2	
特殊研究 (日本語教育 II)	2	
特殊研究 (日本語教育 III)	2	
特殊研究 (日本語教育 IV)	2	
演習 I	2	
演習 II	2	
演習 III	2	
演習 IV	2	
副演習 I	1	
副演習 II	1	
副演習 III	1	
副演習 IV	1	
民際学特別演習	4	
アジアアフリカ総合研究特別演習	2	
放送大学大学院科目	10	

以上の表に掲げる授業科目のほか、経済学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(4) 経営学研究科 (修士課程)

ア 経営学専攻

授業科目	単位数	履修方法
経営学原理研究	4	左記の授業科目中から32単位以上を履修しなければならない。
企業論研究	4	
経営管理論研究	4	
企業統治論研究	4	
流通システム論研究	4	
マーケティング論研究	4	

多国籍企業論研究	4	
アジア企業経営論研究	4	
マネジメント思想研究	4	
国際比較経営論研究	4	
経営情報システム論研究	4	
経営データ解析研究	4	
会計原則論研究	4	
国際会計論研究	4	
会計監査論研究	4	
会計情報論研究	4	
管理会計論研究	4	
外国文献研究（英語）	4	
外国文献研究（日本語）	4	
大学院演習ⅠA	4	
大学院演習ⅠB	4	
大学院演習ⅡA	4	
大学院演習ⅡB	4	

以上の表に掲げる授業科目のほか、経営学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(5) 社会学研究科（修士課程）

ア 社会学専攻

授業科目	単位数	履修方法
社会理論研究	2	左記の授業科目中から、指導教員の担当する演習8単位を含め、30単位以上を履修しなければならない。
コミュニケーション論研究	2	
地域社会論研究	2	
地域開発論研究	2	
環境社会論研究	2	
社会問題論研究	2	
社会心理論研究	2	
比較社会論研究	2	

社会病理論研究	2	
家族社会学研究	2	
社会学説史研究	2	
社会調査論研究	2	
都市社会論研究	2	
社会理論演習Ⅰ	2	
社会理論演習Ⅱ	2	
コミュニケーション論演習Ⅰ	2	
コミュニケーション論演習Ⅱ	2	
地域社会論演習Ⅰ	2	
地域社会論演習Ⅱ	2	
地域開発論演習Ⅰ	2	
地域開発論演習Ⅱ	2	
環境社会論演習Ⅰ	2	
環境社会論演習Ⅱ	2	
社会問題論演習Ⅰ	2	
社会問題論演習Ⅱ	2	
社会心理論演習Ⅰ	2	
社会心理論演習Ⅱ	2	
比較社会論演習Ⅰ	2	
比較社会論演習Ⅱ	2	
社会病理論演習Ⅰ	2	
社会病理論演習Ⅱ	2	
家族社会学演習Ⅰ	2	
家族社会学演習Ⅱ	2	
都市社会論演習Ⅰ	2	
都市社会論演習Ⅱ	2	
英語文献研究A	2	
英語文献研究B	2	
英語文献研究C	2	

日本語文献研究A	2	
日本語文献研究B	2	
独語文献研究	2	
仏語文献研究	2	
学術日本語ライティング研究 I	2	
学術日本語ライティング研究 II	2	
社会調査実習 I	2	
社会調査実習 II	2	
ジャーナリズム文献研究	2	
アカデミック・ライティング	2	
地域メディア研究	2	
アジア報道研究	2	
ジャーナリズム史研究	2	
政治コミュニケーション研究	2	
政治報道研究	2	
国際問題報道研究	2	
ジャーナリズム演習 I	2	
ジャーナリズム演習 II	2	
国際ジャーナリズム演習 I	2	
国際ジャーナリズム演習 II	2	
調査報道・記事制作実習A	2	
調査報道・記事制作実習B	2	
社会学特別研究	10	

イ 社会福祉学専攻

授業科目	単位数	履修方法
社会福祉原論研究	2	左記の授業科目中から、指導教員の担当する演習8単位を含め、30単位以上を履修しなければならない。
仏教社会福祉論研究	2	
社会福祉方法論研究A	2	

社会福祉方法論研究B	2	
医療福祉論研究	2	
児童福祉論研究A	2	
児童福祉論研究B	2	
社会保障論研究	2	
障害者福祉論研究A	2	
障害者福祉論研究B	2	
高齢者福祉論研究	2	
比較福祉論研究	2	
地域福祉論研究A	2	
地域福祉論研究B	2	
市民活動論研究	2	
精神保健福祉論研究	2	
社会福祉調査研究	2	
社会医療論研究	2	
社会福祉原論演習 I	2	
社会福祉原論演習 II	2	
仏教社会福祉論演習 I	2	
仏教社会福祉論演習 II	2	
社会福祉方法論演習 I A	2	
社会福祉方法論演習 II A	2	
社会福祉方法論演習 I B	2	
社会福祉方法論演習 II B	2	
医療福祉論演習 I	2	
医療福祉論演習 II	2	
児童福祉論演習 I A	2	
児童福祉論演習 II A	2	
児童福祉論演習 I B	2	
児童福祉論演習 II B	2	
社会保障論演習 I	2	

社会保障論演習Ⅱ	2	
障害者福祉論演習ⅠA	2	
障害者福祉論演習ⅡA	2	
障害者福祉論演習ⅠB	2	
障害者福祉論演習ⅡB	2	
高齢者福祉論演習Ⅰ	2	
高齢者福祉論演習Ⅱ	2	
地域福祉論演習ⅠA	2	
地域福祉論演習ⅡA	2	
地域福祉論演習ⅠB	2	
地域福祉論演習ⅡB	2	
精神保健福祉論演習Ⅰ	2	
精神保健福祉論演習Ⅱ	2	
社会医療論演習Ⅰ	2	
社会医療論演習Ⅱ	2	
英語文献研究A	2	
英語文献研究B	2	
英語文献研究C	2	
日本語文献研究A	2	
日本語文献研究B	2	
独語文献研究	2	
仏語文献研究	2	
学術日本語ライティング研究Ⅰ	2	
学術日本語ライティング研究Ⅱ	2	
社会福祉学実習	4	
社会福祉学特別研究	10	

(6) 実践真宗学研究科（修士課程）

ア 実践真宗学専攻

授業科目	単位数	履修方法
実践真宗学総合演習Ⅰ	2	左記の授業科目の中から52単位以上を履修しなければならない。
実践真宗学総合演習Ⅱ	2	
実践真宗学研究	2	
真宗教義学研究	2	
現代宗教論研究	2	
大乘仏教論研究	2	
浄土教思想論研究	2	
現代社会論研究	2	
宗教心理学研究	2	
宗教教育学研究	2	
仏教伝道史研究	2	
真宗伝道史研究	2	
真宗教団論研究	2	
倫理学研究	2	
外国語文献研究	2	
真宗人間論研究	2	
布教伝道論研究	2	
組織活動論研究	2	
メディア伝道論研究	2	
宗教儀礼論研究	2	
仏教音楽論研究	2	
地域・寺院活動論研究	2	
国際伝道論研究	2	
宗教法人運営論研究Ⅰ	2	
宗教法人運営論研究Ⅱ	2	
宗教実践特殊研究(A)	2	
宗教実践特殊研究(B)	2	
宗教実践特殊研究(C)	2	
宗教実践特殊研究(D)	2	

宗教実践特殊研究(E)	2	
宗教実践演習 I	2	
宗教実践演習 II	2	
宗教実践演習 III	2	
宗教実践実習	2	
生命倫理論研究	2	
共生論研究	2	
環境論研究	2	
人権・平和論研究	2	
ビハーラ・スピリチュアルケ ア論研究	2	
カウンセリング論研究	2	
生涯学習論研究	2	
臨床心理学研究	2	
精神保健学研究	2	
老年心理学研究	2	
心理療法学研究	2	
矯正保護論研究	2	
仏教社会福祉論研究	2	
ボランティア・NPO活動論研 究	2	
こども社会学研究	2	
グリーフケア論研究	2	
臨床宗教教育研究	2	
臨床宗教師・傾聴士実習	8	
社会実践特殊研究(A)	2	
社会実践特殊研究(B)	2	
社会実践特殊研究(C)	2	
社会実践特殊研究(D)	2	
社会実践特殊研究(E)	2	

社会実践演習Ⅰ	2	
社会実践演習Ⅱ	2	
社会実践演習Ⅲ	2	
社会実践実習	2	
真宗教団活動論	2	
実践真宗学特別研究	10	

以上の表に掲げる授業科目の他, 実践真宗学研究科委員会が教育上必要と認めるときは別になお, 他の授業科目を設けることができる。

(7) 政策学研究科 (修士課程)

ア 政策学専攻

授業科目	単位数	履修方法
特別研究	4	左記の授業科目中から, 「特別研究」4単位を含め, 32単位以上を履修し, 修士論文ないし課題研究を提出して, その審査に合格しなければならない。 ただし, 「地域公共人材特別演習」は含まない。
研究プロジェクト	2	
公共政策研究特別演習	8	
地域公共人材総合研究特別演習	8	
協働ワークショップ実践演習	2	
コミュニケーション・ワークショップ実践演習	2	
地域再生可能エネルギー実装演習	2	
地方行政実務演習	2	
プロジェクト・サイクル・マネジメント演習	2	
海外調査実践英語演習	2	
キャリア・コミュニケーション演習	2	
グローバル戦略実践演習	2	
企業のCSR実践演習	2	
政策学研究発展演習Ⅰ	2	

政策学研究発展演習Ⅱ	2
政策学研究発展演習Ⅲ	2
政策学研究発展演習Ⅳ	2
政策実践・探究演習ⅠA(国内)	4
政策実践・探究演習ⅠA(海外)	4
政策実践・探究演習ⅡA(国内)	4
政策実践・探究演習ⅡA(海外)	4
政策実践・探究演習ⅠB(国内)	4
政策実践・探究演習ⅠB(海外)	4
政策実践・探究演習ⅡB(国内)	4
政策実践・探究演習ⅡB(海外)	4
地域公共人材実践演習	4
地域公共人材特別演習	1
地域リーダーシップ研究	2
先進的地域政策研究	2
フィールドワーク特別研究	4
行政学研究	2
公共政策学研究	2
社会政策研究	2
ローカル・ファイナンス研究	2
地方自治体研究	2
都市政策研究	2
農村政策研究	2
地域協働研究	2
まちづくりとコミュニティ研 究	2
地域産業政策研究	2
コミュニティメディア研究	2
政策学外国文献研究	2
非営利組織研究	2

政治学研究	2	
政策コミュニケーション研究	2	
実践キャリア研究	4	
海外フィールド研究	4	
財政学・地方財政学研究	2	
地域経済学研究	2	
地域エネルギー政策研究	2	
まちづくりと法研究	2	
環境経済学研究	2	
環境学研究	2	
都市計画研究	2	
社会調査のための情報処理演習	2	
ローカルビジネス・イノベーション研究	2	
社会科学のための調査研究の技法	2	
自治体法務研究	2	
地方自治法研究	2	
国際政治学研究	2	
比較政治論研究	2	
西洋政治史研究	2	
開発援助論研究	2	
平和・紛争論研究	2	
国家・民族論研究	2	
外交政策論研究	2	
EU政策論研究	2	
第三世界政治論研究	2	
アジア政治論研究	2	
アフリカ政治論研究	2	

アフリカ社会論研究	2	
行政法研究Ⅰ	2	
行政法研究Ⅱ	2	
国際環境法研究Ⅰ	2	
国際環境法研究Ⅱ	2	
社会保障法研究Ⅰ	2	
社会保障法研究Ⅱ	2	
知的財産法研究Ⅰ	2	
知的財産法研究Ⅱ	2	
企業法務論研究Ⅰ	2	
企業法務論研究Ⅱ	2	
企業取引法研究Ⅰ	2	
企業取引法研究Ⅱ	2	
環境政策研究	2	
環境課題分析研究	2	
環境社会学研究	2	
都市防災・危機管理研究	2	
ソーシャル・イノベーション 研究	2	
特別講座	15	
放送大学大学院科目	8	

以上の表に掲げる授業科目のほか、政策学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(8) 農学研究科（修士課程）

ア 食農科学専攻

授業科目	単位数	履修方法
発酵醸造食品科学特論	2	左記の授業科目の中から、32単位以上を履修しなければならない。
フードサービスと食の流通特論	2	
食・農・環境の技術・経営・	2	

倫理特論		
植物遺伝・生理学特論	2	
作物保護学特論	2	
分子育種学特論	2	
作物生産科学特論	2	
園芸科学特論	2	
微生物・酵素機能利用学特論	2	
植物—微生物共生学	2	
臨床栄養学特論	2	
臨床栄養療法特論	2	
人間栄養学特論	2	
アスリートの食と栄養特論	2	
栄養機能生化学特論	2	
食の嗜好性と生理機能開発の	2	
科学特論		
管理栄養士特別臨地実習A(臨	2	
床栄養学)		
管理栄養士特別臨地実習B(公	2	
衆栄養学)		
管理栄養士特別臨地実習C(給	2	
食経営管理論)		
地域農業コミュニティ特論	2	
地域環境マネジメント特論	2	
グローバル農業特論	2	
ビジネスマネジメント特論	2	
フードシステム特論	2	
食料消費と食文化特論	2	
食農科学演習Ⅰ	2	
食農科学演習Ⅱ	2	
食農科学演習Ⅲ	2	

食農科学演習Ⅳ	2	
食農科学特別研究	8	

以上の表に掲げる授業科目のほか、農学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(9) 国際学研究科（修士課程）

ア 国際文化学専攻

授業科目	単位数	履修方法
国際文化学	2	左記の授業科目の中から、30単位以上を履修しなければならない。
調査方法論	2	
リサーチセミナーA	2	
リサーチセミナーB	2	
演習Ⅰ	3	
演習Ⅱ	3	
演習Ⅲ	3	
演習Ⅳ	3	
日本研究A	2	
日本研究B	2	
共生社会研究A	2	
共生社会研究B	2	
言語文化研究A	2	
言語文化研究B	2	
宗教文化研究A	2	
宗教文化研究B	2	
芸術・メディア研究A	2	
芸術・メディア研究B	2	
民際学概論	2	
民際学理論研究	2	
アジア経済史研究	2	
フィールド調査研究	2	
日本経済論研究	2	

中国経済論研究	2	
アジア経済論研究	2	
アフリカ経済論研究	2	
国際政治経済学研究	2	
経済協力論研究	2	
環境経済論研究	2	
国際地域経済研究	2	
農業経済論研究	2	
開発経済学研究	2	
アフリカ社会論研究	2	
アジア政治論研究	2	
中東政治論研究	2	
アフリカ政治論研究	2	
比較政治論研究	2	
国家・民族論研究	2	
平和・紛争論研究	2	
外交政策論研究	2	
開発援助論研究	2	
国際法研究 I	2	
国際人権法研究 II	2	
国際環境法研究 I	2	
特殊研究 (Asian Politics)	2	
特殊研究 (African Politics)	2	
特殊研究 (Comparative Politics)	2	
特殊研究 (International Human Rights Law II)	2	
特殊研究 (法政応用英語 I)	2	
特殊研究 (法政応用英語 II)	2	
特殊研究 (法政応用英語 III)	2	

特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	
アジアアフリカ総合研究特別演習	2	

イ グローバルスタディーズ専攻

授業科目	単位数	履修方法
Introduction	2	左記の授業科目の中から、30単位以上を履修しなければならない。
Research Seminar A	2	
Research Seminar B	2	
Research Seminar C	2	
Research Seminar D	2	
Thesis Seminar I	3	
Thesis Seminar II	3	
Thesis Seminar III	3	
Thesis Seminar IV	3	
Global History	2	
Globalization and Area Studies	2	
Globalization and Social Development	2	
Global Ethics	2	
Global Inequality and Sustainability	2	
Globalization, Conflict and Justice	2	
Global Communicative Competence Studies	2	
Language, Power & Identity	2	
Communication Studies	2	

ウ 言語コミュニケーション専攻

授業科目	単位数	履修方法
Research Methods A	2	左記の授業科目の中から、32単位以上を履修しなければならない。
Research Methods B	2	
言語コミュニケーション演習	2	
I		
言語コミュニケーション演習	2	
II		
言語コミュニケーション演習	2	
III		
言語コミュニケーション演習	2	
IV		
通訳・翻訳研究A	2	
通訳・翻訳研究B	2	
日英通訳・翻訳研究	2	
通訳・翻訳セミナー	2	
Psychology and Language	2	
Learning		
外国語学習方法論	2	
言語政策論	2	
Language Testing and	2	
Assessment		
Pragmatics in Language	2	
Learning and Teaching		
Communication Studies	2	
Language, Power &	2	
Identity		
Global Communicative	2	
Competence Studies		
Second Language Teacher	2	
Education		

色の凡例：数学、情報、工業、理科

Global History	2	
Global Ethics	2	

以上の表に掲げる授業科目のほか、国際学研究科委員会が教育上必要であると認めるときは別になお、他の授業科目を設けることができる。

(10) 先端理工学研究科（修士課程）

ア 先端理工学専攻

授業科目	単位数	履修方法
先端理工学基礎演習Ⅰ	2	左記の授業科目中から、32単位以上を履修しなければならない。
先端理工学基礎演習Ⅱ	2	
英語プレゼンテーションⅠ	1	
英語プレゼンテーションⅡ	1	
科学哲学・科学史	1	
RUBeC演習	4	
先端理工学研究（数理・情報科学コース）	1	
計算科学特論Ⅰ	1	
計算科学特論Ⅱ	1	
機械学習特論Ⅰ	1	
機械学習特論Ⅱ	1	
自然言語処理特論Ⅰ	1	
自然言語処理特論Ⅱ	1	
数学解析特論Ⅰ	1	
数学解析特論Ⅱ	1	
基礎解析特論Ⅰ	1	
基礎解析特論Ⅱ	1	
アルゴリズム理論特論Ⅰ	1	
アルゴリズム理論特論Ⅱ	1	
反応拡散系特論Ⅰ	1	
反応拡散系特論Ⅱ	1	
ソフトウェア理論特論Ⅰ	1	
ソフトウェア理論特論Ⅱ	1	

色の凡例：数学、情報、工業、理科

応用幾何特論 I	1	
応用幾何特論 II	1	
数理モデル特論 I	1	
数理モデル特論 II	1	
数理科学特論 I	1	
数理科学特論 II	1	
物性物理学特論 I	1	
物性物理学特論 II	1	
非線形解析学特論 I	1	
非線形解析学特論 II	1	
数理情報科学特論 A	1	
数理情報科学特論 B	1	
先端理工学研究（知能情報メ ディアコース）	1	
言語情報処理特論 I	1	
言語情報処理特論 II	1	
ソフトウェア科学特論 I	1	
ソフトウェア科学特論 II	1	
コンピュータグラフィックス 特論 I	1	
コンピュータグラフィックス 特論 II	1	
信号処理特論	1	
画像処理特論	1	
音響信号処理特論 I	1	
音響信号処理特論 II	1	
知的情報処理特論 I	1	
知的情報処理特論 II	1	
推薦システム特論 I	1	
推薦システム特論 II	1	
ソフトウェア工学特論 I	1	

色の凡例： 数学、 情報、 工業、 理科

ソフトウェア工学特論Ⅱ	1	
情報システム特論Ⅰ	1	
情報システム特論Ⅱ	1	
情報コミュニケーション特論Ⅰ	1	
情報コミュニケーション特論Ⅱ	1	
先端理工学研究（電子情報通信コース）	1	
科学技術英語特論・演習	2	
電子ディスプレイ特論	1	
脳型集積回路特論	1	
電磁波計測特論Ⅰ	1	
電磁波計測特論Ⅱ	1	
知能情報特論Ⅰ	1	
知能情報特論Ⅱ	1	
強化学習特論Ⅰ	1	
強化学習特論Ⅱ	1	
量子工学特論	1	
ナノテクノロジー工学特論	1	
マイクロ波通信工学特論Ⅰ	1	
マイクロ波通信工学特論Ⅱ	1	
人間情報処理特論Ⅰ	1	
人間情報処理特論Ⅱ	1	
ナノ計測工学特論Ⅰ	1	
ナノ計測工学特論Ⅱ	1	
電子情報数学特論	1	
景観情報学特論	1	
生体システム特論Ⅰ	1	
生体システム特論Ⅱ	1	
電子物性特論Ⅰ	1	

色の凡例：数学、情報、工業、理科

電子物性特論Ⅱ	1	
先端理工学研究（機械工学・	1	
ロボティクスコース）		
エネルギー工学特論	1	
燃焼特論	1	
高速空気力学特論	1	
航空宇宙工学特論	1	
有限要素法特論	1	
計算生体力学特論	1	
知能制御特論Ⅰ	1	
知能制御特論Ⅱ	1	
計測システム特論Ⅰ	1	
計測システム特論Ⅱ	1	
精密加工工学特論Ⅰ	1	
精密加工工学特論Ⅱ	1	
材料加工特論	1	
強度評価学特論	1	
熱流体工学特論Ⅰ	1	
熱流体工学特論Ⅱ	1	
知能システム特論Ⅰ	1	
知能システム特論Ⅱ	1	
複合材料力学特論Ⅰ	1	
複合材料力学特論Ⅱ	1	
材料工学特論Ⅰ	1	
材料工学特論Ⅱ	1	
ロボット工学特論Ⅰ	1	
ロボット工学特論Ⅱ	1	
先端理工学研究（応用化学コ	1	
ース）		
生物化学特論Ⅰ	1	
生物化学特論Ⅱ	1	

色の凡例：数学、情報、工業、理科

電気化学特論Ⅰ	1	
電気化学特論Ⅱ	1	
生体分子工学特論	1	
バイオ計測工学特論	1	
有機合成化学特論Ⅰ	1	
有機合成化学特論Ⅱ	1	
高分子機能科学特論Ⅰ	1	
高分子機能科学特論Ⅱ	1	
固体物性化学特論Ⅰ	1	
固体物性化学特論Ⅱ	1	
固体化学特論Ⅰ	1	
固体化学特論Ⅱ	1	
分析科学特論Ⅰ	1	
分析科学特論Ⅱ	1	
高分子材料工学特論Ⅰ	1	
高分子材料工学特論Ⅱ	1	
材料物性測定学特論Ⅰ	1	
材料物性測定学特論Ⅱ	1	
無機機能材料化学特論Ⅰ	1	
無機機能材料化学特論Ⅱ	1	
有機機能材料化学特論Ⅰ	1	
有機機能材料化学特論Ⅱ	1	
先端理工学研究（環境科学コース）	1	
生産生態学特論Ⅰ	1	
生産生態学特論Ⅱ	1	
水道工学特論Ⅰ	1	
水道工学特論Ⅱ	1	
下水道工学特論Ⅰ	1	
下水道工学特論Ⅱ	1	
水処理工学特論	1	

色の凡例：数学、情報、工業、理科

物質移動現象特論	1	
多様性生物学特論Ⅰ	1	
多様性生物学特論Ⅱ	1	
保全生物学特論Ⅰ	1	
保全生物学特論Ⅱ	1	
生態学とその周辺の先端分析	1	
に関する特論Ⅰ		
生態学とその周辺の先端分析	1	
に関する特論Ⅱ		
生態学における実証とデータ	1	
解析に関する特論Ⅰ		
生態学における実証とデータ	1	
解析に関する特論Ⅱ		
環境生態学特論AⅠ	1	
環境生態学特論AⅡ	1	
環境生態学特論BⅠ	1	
環境生態学特論BⅡ	1	
数理モデリング特論Ⅰ	1	
数理モデリング特論Ⅱ	1	
理論生態学特論Ⅰ	1	
理論生態学特論Ⅱ	1	
燃焼工学特論Ⅰ	1	
燃焼工学特論Ⅱ	1	
資源利活用特論Ⅰ	1	
資源利活用特論Ⅱ	1	
環境計量特論Ⅰ	1	
環境計量特論Ⅱ	1	
資源循環工学特論	1	
廃棄物処理技術特論	1	
環境影響評価特論Ⅰ	1	
環境影響評価特論Ⅱ	1	

色の凡例：数学、情報、工業、理科

環境微生物工学特論Ⅰ	1	
環境微生物工学特論Ⅱ	1	
環境動物昆虫学特論Ⅰ	1	
環境動物昆虫学特論Ⅱ	1	
動物生態学特論Ⅰ	1	
動物生態学特論Ⅱ	1	
生態系生態学特論Ⅰ	1	
生態系生態学特論Ⅱ	1	
数理・情報科学演習	4	
知能情報メディア特別演習	4	
電子情報通信演習	4	
機械工学・ロボティクス演習	4	
応用化学演習	4	
環境科学演習	4	
数理・情報科学特別研究	8	
知能情報メディア特別研究	8	
電子情報通信特別研究	8	
機械工学・ロボティクス特別研究	8	
応用化学特別研究	8	
環境科学特別研究	8	

以上の表に掲げる授業科目の他, 先端理工学研究科委員会が教育上必要と認めるときは別になお, 他の授業科目を設けることができる。

第8条 各研究科博士後期課程の教育は, 主として研究指導によるものとするが, あわせて, 授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

2 文学研究科博士後期課程の各専攻に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は, 次の表のとおりである。

専攻	授業科目	単位数	履修方法
真宗学専攻	真宗学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
	真宗学演習Ⅱ	4	

仏教学専攻	真宗学演習Ⅲ	4	
	仏教学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
	仏教学演習Ⅱ	4	
哲学専攻	仏教学演習Ⅲ	4	
	哲学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
	哲学演習Ⅱ	4	
教育学専攻	哲学演習Ⅲ	4	
	教育学演習Ⅰ	4	いずれか3科目12単位必修
	教育学演習Ⅱ	4	
臨床心理学専攻	教育学演習Ⅲ	4	
	教育心理学演習Ⅰ	4	
	教育心理学演習Ⅱ	4	
日本史学専攻	教育心理学演習Ⅲ	4	
	臨床心理学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
	臨床心理学演習Ⅱ	4	
東洋史学専攻	臨床心理学演習Ⅲ	4	
	臨床心理学特殊研究Ⅰ	2	
	臨床心理学特殊研究Ⅱ	2	
東洋史学専攻	臨床心理学特殊研究Ⅲ	2	
	日本史学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
	日本史学演習Ⅱ	4	
東洋史学専攻	日本史学演習Ⅲ	4	
	東洋史学演習Ⅰ	4	3科目12単位必修

日本語日本文学専攻	東洋史学演習Ⅱ	4	3科目12単位必修
	東洋史学演習Ⅲ	4	
	日本語日本文学演習Ⅰ	4	
英語英米文学専攻	日本語日本文学演習Ⅱ	4	3科目12単位必修
	日本語日本文学演習Ⅲ	4	
	英語英米文学演習Ⅰ	4	
	英語英米文学演習Ⅱ	4	3科目12単位必修
	英語英米文学演習Ⅲ	4	

3 法学研究科博士後期課程の専攻に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

専攻	授業科目	単位数	履修方法
法律学専攻	特別演習Ⅰ	4	12単位必修
	特別演習Ⅱ	4	
	特別演習Ⅲ	4	
	法政研究Ⅰ	4	
	法政研究Ⅱ	2	
	法政研究Ⅲ	2	

4 経済学研究科経済学専攻博士後期課程に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

授業科目	単位数	履修方法
特殊演習Ⅰ	4	3科目12単位必修
特殊演習Ⅱ	4	
特殊演習Ⅲ	4	

5 経営学研究科経営学専攻博士後期課程に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

授業科目	単位数	履修方法
特殊研究	4	左記の授業科目中から特殊演習12単位を含め、12単位以上を履修しなければならない。
特殊演習	12	

6 社会学研究科博士後期課程の各専攻に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

ア 社会学専攻

授業科目	単位数	履修方法
社会学特殊演習ⅠA	2	12単位必修
社会学特殊演習ⅠB	2	
社会学特殊演習ⅡA	2	
社会学特殊演習ⅡB	2	
社会学特殊演習ⅢA	2	
社会学特殊演習ⅢB	2	
社会学特殊演習ⅣA	2	
社会学特殊演習ⅣB	2	
社会学特殊演習ⅤA	2	
社会学特殊演習ⅤB	2	
社会学特殊演習ⅥA	2	
社会学特殊演習ⅥB	2	
社会学特殊演習ⅦA	2	
社会学特殊演習ⅦB	2	
社会学特殊演習ⅧA	2	
社会学特殊演習ⅧB	2	
英語特殊文献研究ⅠA	2	
英語特殊文献研究ⅡA	2	
英語特殊文献研究ⅠB	2	
英語特殊文献研究ⅡB	2	
独語特殊文献研究	2	
仏語特殊文献研究	2	

イ 社会福祉学専攻

授業科目	単位数	履修方法
社会福祉学特殊演習ⅠA	2	12単位必修
社会福祉学特殊演習ⅠB	2	
社会福祉学特殊演習ⅡA	2	
社会福祉学特殊演習ⅡB	2	
社会福祉学特殊演習ⅢA	2	
社会福祉学特殊演習ⅢB	2	
社会福祉学特殊演習ⅣA	2	
社会福祉学特殊演習ⅣB	2	
社会福祉学特殊演習ⅤA	2	
社会福祉学特殊演習ⅤB	2	
社会福祉学特殊演習ⅥA	2	
社会福祉学特殊演習ⅥB	2	
社会福祉学特殊演習ⅦA	2	
社会福祉学特殊演習ⅦB	2	
社会福祉学特殊演習ⅧA	2	
社会福祉学特殊演習ⅧB	2	
英語特殊文献研究ⅠA	2	
英語特殊文献研究ⅡA	2	
英語特殊文献研究ⅠB	2	
英語特殊文献研究ⅡB	2	
独語特殊文献研究	2	
仏語特殊文献研究	2	

7 政策学研究科政策学専攻博士後期課程に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

授業科目	単位数	履修方法
特別演習Ⅰ	4	「特別演習Ⅰ」、「特別演習Ⅱ」及び「特別演習Ⅲ」を含む12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
特別演習Ⅱ	4	
特別演習Ⅲ	4	
特別演習Ⅳ	2	

特別演習Ⅴ	2	
政策学研究Ⅰ	4	
政策学研究Ⅱ	4	
政策学研究Ⅲ	4	
プロジェクト型研究Ⅰ	4	
プロジェクト型研究Ⅱ	4	
プロジェクト型研究Ⅲ	4	
学術研究の方法A	2	
学術研究の方法B	2	
プロジェクト・サイクル・マネジメント研究	2	
政策学外国文献研究	2	
海外調査実践英語演習	2	

8 農学研究科食農科学専攻博士後期課程に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

授業科目	単位数	履修方法
食農科学特別講義	2	左記の授業科目の中から、14単位以上を履修しなければならない。
農業生産科学特別演習Ⅰ	4	
農業生産科学特別演習Ⅱ	4	
農業生産科学特別演習Ⅲ	4	
食品栄養科学特別演習Ⅰ	4	
食品栄養科学特別演習Ⅱ	4	
食品栄養科学特別演習Ⅲ	4	
地域社会農学特別演習Ⅰ	4	
地域社会農学特別演習Ⅱ	4	
地域社会農学特別演習Ⅲ	4	

9 国際学研究科博士後期課程の各専攻に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

ア 国際文化学専攻

授業科目	単位数	履修方法
------	-----	------

演習Ⅰ	2	12単位必修
演習Ⅱ	2	
演習Ⅲ	2	
演習Ⅳ	2	
演習Ⅴ	2	
演習Ⅵ	2	

イ グローバルスタディーズ専攻

授業科目	単位数	履修方法
Thesis SeminarⅠ	2	14単位必修
Thesis SeminarⅡ	2	
Thesis SeminarⅢ	2	
Thesis SeminarⅣ	2	
Thesis SeminarⅤ	2	
Thesis SeminarⅥ	2	
PhD Research Seminar	2	

10 先端理工学研究科先端理工学専攻博士後期課程に開設する授業科目・単位数及びその履修方法は、次の表のとおりである。

授業科目	単位数	履修方法
サイエンスコミュニケーション	2	サイエンスコミュニケーション2単位及び指導教授の指導により専攻する分野の特別研究12単位を修得しなければならない。さらに指導教授の指示を受け特別講義を履修するものとし博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、在学期間を短縮し修了する場合には、これらに加えて、「高度専門研究特別講義」2単位を必修とする。
数理解析特別研究	12	
応用数理特別研究	12	
情報科学特別研究	12	
知能情報システム特別研究	12	
ソフトウェア科学特別研究	12	
メディア工学特別研究	12	
電子情報基礎特別研究	12	
情報処理機構特別研究	12	
情報システム特別研究	12	
力学特別研究	12	

エネルギー特別研究	12	
システム特別研究	12	
物質評価法特別研究	12	
無機材料特別研究	12	
有機・高分子材料特別研究	12	
生態学特別研究	12	
エコロジー工学特別研究	12	
数理解析特別講義Ⅰ	2	
数理解析特別講義Ⅱ	2	
応用数理特別講義Ⅰ	2	
応用数理特別講義Ⅱ	2	
情報科学特別講義Ⅰ	2	
情報科学特別講義Ⅱ	2	
知能情報システム特別講義Ⅰ	2	
知能情報システム特別講義Ⅱ	2	
ソフトウェア科学特別講義Ⅰ	2	
ソフトウェア科学特別講義Ⅱ	2	
メディア工学特別講義Ⅰ	2	
メディア工学特別講義Ⅱ	2	
電子情報基礎特別講義Ⅰ	2	
電子情報基礎特別講義Ⅱ	2	
情報処理機構特別講義Ⅰ	2	
情報処理機構特別講義Ⅱ	2	
情報システム特別講義Ⅰ	2	
情報システム特別講義Ⅱ	2	
力学特別講義Ⅰ	2	
力学特別講義Ⅱ	2	
エネルギー特別講義Ⅰ	2	
エネルギー特別講義Ⅱ	2	
システム特別講義Ⅰ	2	

システム特別講義Ⅱ	2	
物質評価法特別講義Ⅰ	2	
物質評価法特別講義Ⅱ	2	
無機材料特別講義Ⅰ	2	
無機材料特別講義Ⅱ	2	
有機・高分子材料特別講義Ⅰ	2	
有機・高分子材料特別講義Ⅱ	2	
生態学特別講義Ⅰ	2	
生態学特別講義Ⅱ	2	
エコロジー工学特別講義Ⅰ	2	
エコロジー工学特別講義Ⅱ	2	
高度専門研究特別講義	2	

第8条の2 本章に規定するほか、授業科目の配当年次等、履修すべき科目等履修に必要な事項は、各研究科の履修要項で定める。

第9条 本学大学院各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。なお、本学大学院研究科相互の間における授業科目の履修についても、これに準ずるものとする。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第29条の2により学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。

第9条の2 大学院各研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)(以下「既修得単位」という。)を本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項によるものとは別に15単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の既修得単位の取扱については別に定める。

第9条の3 前2条の規定により、本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第10条 所定の授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、その合格者に所定の単位を与える。

第11条 本学大学院各研究科における研究指導については、各研究科において別に定める。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等と予め協議のうえ、博士後期課程の学生に、当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。本学大学院各研究科相互の間における研究指導についても、これに準ずるものとする。

第5章 課程修了の認定

第12条 修士の学位を得ようとする者は、修士課程に2年以上（実践真宗学研究科にあっては、3年以上）在学し、各研究科修士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間は、各研究科委員会が優れた業績を上げたと認めた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項において各修士課程の目的に応じ各研究科委員会が適当と認める時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 前2項の課程修了に必要な外国語等の認定方法については、各研究科委員会の定めるところによる。

- 4 修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るのであることが必要で、2年間（実践真宗学研究科にあっては、3年間）広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。

- 5 第9条の2の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第13条 博士の学位を得ようとする者は、博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の所定の授業科目について12単位（先端理工学研究科にあっては14単位、農学研究科及び国際学研究科グローバルスタディーズ専攻の1年修了制にあっては14単位、先端理工学研究科の1年修了制にあっては16単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関して

は、優れた研究業績を上げた者にあつては、博士課程に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書きによる在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替え、同項の規定を適用する。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、大学院の入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、各研究科の所定の授業科目について12単位（農学研究科及び国際学研究科グローバルスタディーズ専攻並びに理工学研究科各専攻の1年修了制にあつては14単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、博士課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前3項の課程修了に必要な外国語等の認定方法については、各研究科委員会の定めるところによる。

- 5 博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。

第14条 修士論文及び博士論文の審査は、別に定めるところによる。

第15条 第12条第1項及び第13条第1項及び第3項に規定する最終試験は、論文を中心とし、これに関連する授業科目について行われる試問とする。

第16条 修士課程並びに博士課程修了の認定は、本学大学院各研究科委員会がこれを行う。

- 2 課程修了の認定の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期の末とすることができる。

第6章 学位の授与

第17条 本学大学院の各研究科において修士課程を修了した者には、修士の学位を授与す

る。

- 2 本学大学院の各研究科において博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 本学大学院に博士の学位論文を提出した者には、各研究科委員会の審議を経て、博士の学位を授与することができる。
- 4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める本学学位規程によるものとする。

第7章 学年・学期及び休業日

第18条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第19条 学年を原則として次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第20条 本学大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月21日
 - (4) 春期休業、夏期休業及び冬期休業（当該年度の学年暦において定める。）
- 2 前項の休業日については、事情によって変更することがあり、授業を行うことができる。
 - 3 臨時休業については、学長がそのつど定める。

第8章 入学・休学・退学・留学及び除籍

第21条 本学大学院への入学は、毎学年の始めとする。ただし、特別の事情のある場合は、学期の始めとすることができる。

第22条 本学大学院修士課程に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格しなければならない。ただし、既往の学業成績を調査しこれを参考にするところがある。

- (1) 学校教育法第102条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第155条第1項に規定する者
- (4) 本学大学院各研究科において、大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

第23条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、修士の学位又は専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則第156条に規定する者とする。

第24条 博士後期課程へ入学を志願する者については、本学大学院各研究科の定めるところ

ろにより、選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。ただし、決定にあたっては、既往の学業成績を調査しこれを参考にすることができる。

- 2 本学大学院各研究科の修士課程を修了し、当該研究科の博士後期課程へ進学を志願する者についても、同様とする。

第25条 入学志願者は、指定の期日までに、所定の書式に従い、入学願書・履歴書・学業成績調査書・写真その他必要な書類を提出しなければならない。

第26条 入学の許可を得た者は、所定の入学宣誓・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。なお、保証人は1名とする。

- 2 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件について責任を負わねばならない。

第27条 保証人が転居・改印などしたときは、ただちにその旨を届出なければならない。

- 2 保証人の変更をする場合は、新たに保証書を提出しなければならない。

第28条 学生が疾病又はやむを得ない事由により、3月以上就学を中止しようとするときは、学長の許可を得て1学期間又は1学年間休学することができる。休学期間は、所定の在学期間に算入しない。

- 2 休学中の者が引き続き休学を希望するときは、休学期間の延長をすることができる。

- 3 休学期間は、修士課程は連続して2年、通算して2年（実践真宗学研究科は3年）を超えることはできない。博士後期課程は連続して2年、通算して3年を超えることはできない。

- 4 休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第29条 疾病又はその他の事由で退学しようとするときは、保証人と連署して願出なければならない。

- 2 前項により退学した者がさらに入学を願出たときは、その事情を調査のうえ、原年次又はその以下の年次に入学を許可することがある。

- 3 本条第1項によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出ることができる。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできない。

第29条の2 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

第30条 学生が次の各号の1に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 定められた期間内に学費を納入しない者

(2) 次条に定める期間に修了できない者

(3) 第28条に定める休学期間を終えても復学できない者

2 前項に規定するほか、死亡したときも除籍する。

3 第1項第1号により除籍された者が、ふたたび入学を願出たときは、その事情を調査のうえ、原年次に入学を許可することがある。

第31条 本学大学院における最長在学年数は、修士課程にあつては5年（実践真宗学研究科にあつては、6年）、博士後期課程にあつては6年とする。

2 前項にかかわらず、修士課程において第2条の2第7項の規定により計画的な履修が認められた者については、最長在学年数を6年とする。

第9章 外国人留学生・外国人特別生・委託生及び科目等履修生

第31条の2 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第32条 第22条又は第23条に規定する入学資格のない外国人で当該外国公館等の推薦等がある者は、それぞれ当該課程に、外国人特別生としての入学を許可することができる。

第33条 他大学の大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院修士又は博士後期課程における授業科目につき専修を希望する者があるときは、欠員がある場合に限って、委託生として修学を許可することがある。

第34条 大学院における授業科目のうち1科目又は数科目につき履修を希望する者があるときは、その学力を考査し、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対し、第10条の規定を準用し単位を認定する。

第34条の2 他大学の大学院生で、本学大学院各研究科において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、科目等特別履修生として履修を許可することがある。

2 科目等特別履修生に関して必要な事項については、別に定める。

第35条 外国人特別生、委託生及び科目等履修生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第36条 外国人特別生及び委託生には、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

第9章の2 研究生及び特別専攻生

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続するこ

とができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願出しなければならない。

2 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間又は1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願出することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。ただし、先端理工学研究科については、年額3万円とする。

2 1学期間在籍の場合、研修費については、前項に定める年額の2分の1の金額を納入する。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。
- (3) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること。

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

第36条の9 本大学院に特別専攻生の制度を置くことができる。

2 特別専攻生の制度については別に定める。

第10章 受験料・入学金・授業料等学費その他納付金

第37条 入学志願者の受験料は35,000円とする。

第38条 入学金・授業料・実験実習料等学費は次のとおりとする。

(単位 円)

種類	金額					備考
	文学研究科 (臨床心理学専攻を除く。)	文学研究科臨床心理学専攻	先端理工学研究科	実践真宗学研究科	農学研究科	
法学研究科						

	経済学研究 科 経営学研究 科 社会学研究 科 政策学研究 科 国際学研究 科					
入学金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	本学学部出身者は、 150,000円とし、本学研究 科の課程出身者は、免除と する。 ただし、本学学部出身者 であっても、社会人入学試 験によって経営学研究科 （博士課程を除く。）に入 学した場合も、免除とする。
授業料	603,000	703,000	851,000	940,000	791,000	本学学部及び研究科の課程 出身者は50,000円を減免す る。ただし、先端理工学研 究科入学者は70,000円を、 農学研究科入学者は80,000 円を減免する。
実験実 習料	—	—	143,600	—	163,600	

- 2 学年の途中で退学した者の当該学期分の学費は徴収する。
- 3 停学期間中の学費は、納入しなければならない。
- 4 休学者の学費は、当該学期の休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は、年
額50,000円とする。

- 5 通常学費を適用し、本学修士課程に2年（実践真宗学研究科にあつては、3年）を超えて在学している者が、修士の学位を取得するために修士論文若しくは課題研究又は修士論文等の審査を含む科目のみを残し、引き続き在学する場合は、授業料について当該学期納入額の50%を減額納入することができる。
 - 6 本学大学院博士後期課程に3年を超えて在学し、所定の授業科目について12単位以上を修得した後、引き続き在学する者は授業料について当該学期納入額の50%を減額納入することができる。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、第2条の2第7項に規定する一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の入学金以外の学費は、長期履修学生として教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、第1項に定める入学金以外の学費の標準修業年限までの合計額（長期履修学生となる以前の額は含まない。）を長期履修期間の年数で除した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り下げ、その切り下げた端数の合計額は、適用する最初の年次に加算する。以下同様とする。）とする。
 - 8 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の入学金以外の学費は、第1項に規定する入学金以外の学費に当該研究科の標準修業年限までの合計額から既に納入した総額を控除して得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。
 - 9 長期履修期間を超えて在学する場合は、前2項を適用せず、入学金以外の通常学費によるものとし、第5項又は第6項の規定を適用する。なお、第5項中「2年（実践真宗学研究科にあつては、3年）」及び第6項中「3年」は、「認められた長期履修期間」と読み替えるものとする。
 - 10 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学し、課程修了のための学位論文提出のためにさらに入学した者の学費は、論文審査在籍料のみとし、その額は30,000円とする。ただし、先端理工学研究科の論文審査在籍料は40,000円とする。
- 第38条の2 社会人入学試験によって入学した者（博士後期課程を除く。）及び地域公共人材総合研究プログラム推薦入学試験によって入学した者は、入学時に、前条第1項に定める学費（通常学費）又は第38条の3に定める学費（単位制学費）のどちらか一方を選択しなければならない。
- 2 前項によって選択した学費については、入学後、一切変更することはできない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、地域公共人材総合研究プログラム推薦入学試験によって入

学した者のうち地域人材育成学費援助奨学生となる者の学費は、前条第1項に定める学費（通常学費）とする。ただし、標準修業年限を超えて在籍する期間の学費は、第38条の3に定める学費（単位制学費）とする。

- 4 経営学研究科においては、第1項の規定にかかわらず、社会人入学試験によって入学した者（博士後期課程を除く。）のうち第9条の規定に基づく他大学との単位互換制度を利用する者の学費は、第38条の3に定める学費（単位制学費）とする。

第38条の3 前条に規定する単位制学費は、次のとおりとする。

（単位 円）

種類	金額					備考
	文学研究科 （臨床心理学専攻を除く。） 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 社会学研究科 政策学研究科 国際学研究科	文学研究 科臨床心 理学専攻	先端理工 学研究科	実践真宗 学研究科	農学研究 科	
入学金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	本学学部出身者は、 150,000円とし、本学 研究科の課程出身者 は、免除とする。ただ し、経営学研究科につ いては、本学学部出身 者も、免除とする。
授業料						
在籍料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
登録料（1 単位あたり）	34,600	40,800	57,800	51,500	54,700	

- 2 学年の途中で退学した者の当該学期分の学費は徴収する。
- 3 停学期間中の学費は、納入しなければならない。
- 4 休学者の学費は、当該学期の休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は、年額50,000円とする。

第39条 第17条第3項に規定する博士論文の審査料は、50,000円とする。

第40条 削除

第41条 入学金及び学費の納入方法、受験料・学費その他の納付金並びにその納入方法等については、本章に規定するほか、別に定める学費等納入規程による。

第11章 懲戒

第42条 本学大学院学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、次の懲戒を加える。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第43条 削除

第12章 職員組織

第44条 本学大学院において、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 本学大学院の職務は、大学院各研究科長がこれにあたる。

第45条 本学大学院における授業並びに研究指導は、本学職員の中から、若干名の教授・准教授・講師及び助教がこれを担当する。

第46条 本学大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

第13章 研究科委員会・大学院教学会議

第47条 本学大学院各研究科に、研究科委員会をおく。

- 2 研究科委員会は、科長及び大学院授業担当の教員若干名をもって組織し、科長を議長とする。科長は、各研究科において別に定める科長選挙規程によってこれを選出する。
- 3 研究科委員会は、その研究科に関する次の事項について審議する。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の審議決定が必要なものとして学長が定めるもの
- 4 前項第3号に基づく事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学院の授業担当に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 退学その他学生の身分に関する事項
- (5) その他必要な事項

5 研究科委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、審議することができる。

第48条 本学大学院に大学院教学会議を置く。

- 2 大学院教学会議の議長は、学長が指名する副学長がこれにあたる。
- 3 大学院教学会議は、学長が指名する副学長、研究科長、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長、教学部事務部長、瀬田教学部事務部長及び教学企画部事務部長をもって組織する。
- 4 大学院教学会議は、次の各号の事項を審議する。
 - (1) 大学院学則等、教学に係る諸規則に関する事項
 - (2) 研究科等の設置・廃止に関する事項
 - (3) 課程修了の認定・学位授与に関する事項
 - (4) 全学教学政策会議から委任を受けた大学院政策等に関する事項
 - (5) その他各研究科に共通する重要事項
- 5 その他大学院教学会議に関する事項は、別に定める教学運営規程による。

第14章 研究施設及び設備等

第49条 本学大学院には、教育研究に必要な施設・設備・図書及び学術雑誌等を備える。

第50条 本学大学院は、教育研究上支障を生じない限りにおいて、本学学部及び本学付置の研究所等の施設並びに設備を共用する。

第51条 本学大学院学生は、研究のため、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

第52条 本学大学院学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

第15章 雑則

(京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施)

第53条 本学は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施に当たっては、別に定める協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

付 則

第1条 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

第2条 従前の「龍谷大学大学院学則」は、昭和50年3月31日をもって廃止する。

付 則（昭和51年2月23日第29条、第30条改正）

第1条 この学則は、昭和51年2月23日から施行する。

付 則（昭和52年3月9日第7条、第13条改正、第29条の2、第31条の2新設）

第1条 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年3月24日第37条、第38条改正）

第1条 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年4月1日第8条、第13条改正）

第1条 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日第3条、第5条、第7条、第26条改正、第6条の2新設）

第1条 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日第38条改正）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第38条第1項の改正規定は、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の規定を適用する。

付 則（昭和59年4月1日第3条、第5条、第6条の2、第7条、第8条改正、第9章、第36条の2～第36条の8新設）

第1条 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第5条第1項、第6条の2第2項、第7条第1号の改正規定は、昭和58年度以前入学生については、なお従前の規定を適用する。

付 則（昭和60年4月1日第2条、第3条第4項及び同条第5項、第4条、第5条第1項、第7条第2号～第4号、第17条第2項及び同条第3項改正、第8条第4項及び同条第5項追加）

第1条 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第4項及び第5項、第4条、第5条第1項、第8条第4項及び第5項、第17条第2項及び第3項の改正規定は、文部大臣の設置認可の日（昭和60年3月22日）から適用する。

第2条 第7条第2号の改正規定は、昭和59年度以前の入学生については、なお従前の規定を適用する。

付 則（昭和61年7月31日第37条削除、第38条第1項、第40条及び第41条改正）

第1条 この学則は、昭和61年7月31日から施行し、昭和62年度入学生から適用する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、なお従前の規定を適用する。

付 則（昭和62年3月23日第7条第1項第2号改正）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年5月15日第36条の9新設）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（抄）（昭和63年4月1日全部改正）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成元年4月1日第7条，第10章，第37条，第38条改正）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日第6条の2第2項，第7条，第38条，第39条改正）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、平成元年度以前の入学者についても適用する。

付 則（平成3年3月25日第3条第1項及び同条第2項，第5条，第6条の2第2項，第7条，第8条第2項及び同条第4項，第17条第1項，同条第2項及び同条第3項，第38条改正，第3条第6項及び第8条第6項追加）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第7条第3号ア，第8条第4項改正規定中，授業科目については平成3年度以前の入学者についても適用する。

付 則（平成4年3月21日第1条の2新設，第7条第3号ア及び同条第4号ア，第17条，第22条及び第38条改正）

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項，第2項，第3項，第4項については、平成3年7月1日から施行し，第22条第4号については、平成4年2月1日から施行する。
- 2 第7条第3号ア及び第4号アの改正規定中の授業科目については平成3年以前入学者についても適用する。

付 則（平成5年3月25日第1条，第2条第1項，第3条第1項，第3章，第5条，第6条の2第2項，第7条第2号及び同条第4号，第8条第5項，第37条，第38条第1項改正，第3条第7項，第7条第6号追加）

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条，第2条第1項，第3条第1項，第5条，第6条の2第2項，第7条，第38条改正，第3条第7項追加の改正規定は、文部大臣の設置認可の日（平成5年3月19日）から適用する。
- 2 第7条第2号ア，第3号ア，第4号ア及び第8条第5項の改正規定中の授業科目につい

ては、平成4年度以前の入学生についても適用する。

付 則（平成6年3月24日第2条第2項、第3条第2項、第5条、第6条の2第2項、第7条第1号～第4号、第12条第1項、同条第3項及び同条第4項、第13条第1項、第9章、第34条第1項、第35条、第36条、第38条第1項及び同条第4項、第48条第1項及び同条第3項改正、第38条の2新設、第12条第2項、第34条第2項追加）

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第5条、第6条の2第2項、第7条の改正規定は、文部大臣の設置認可の日（平成6年3月16日）から適用する。
- 2 第48条第3項の副学長に関する規定は、学校法人龍谷大学寄附行為の変更が文部大臣により認可された日（平成6年5月12日）から施行する。
- 3 平成5年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定めるところにより、この学則の定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成7年3月27日第3条第7項、第5条、第7条第4号、同条第5号及び同条第6号改正、第8条第5項、第38条第1項及び第4項、第38条の2第1項及び同条第4項改正、第8条第7項追加）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第7条第4号ア、第5号ア、イ、第6号ア、イ、ウの改正規定中の授業科目については、平成6年度以前の入学生についても適用する。
- 3 第8条第5項の改正規定中の授業科目については、平成6年度以前の入学生についても適用する。

付 則（平成8年3月25日第3条第2項、第5条、第6条の2第2項、第7条第1号及び同条第6号、第8条第2項、第19条、第21条、第31条、第38条第1項、第38条の2第1項改正）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第7条第6号ア及びウの改正規定中の新設授業科目については、平成7年度以前の入学生についても適用する。

付 則（平成9年3月25日第7条第1号及び同条第4号、第12条第3項、第13条第2項、第17条第3項、第26条第1項、第38条第1項、第38条の2第1項改正）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 第7条第4号アの改正規定中の授業科目については、平成8年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成10年3月26日第7条第1号、同条第3号、同条第4号及び同条第6号、第8条第5項、第38条第1項、第38条の2第1項改正、第16条第2項追加）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号並びに第8条第5項及び第16条第2項の改正規定は、平成9年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成11年3月25日第7条第1号、同条第2号、同条第4号及び同条第6号、第32条、第38条第1項、第38条の2第1項改正、第9条の2新設）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1号、第2号、第4号及び第6号の改正規定、並びに第9条の2の追加規定は、平成10年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成12年3月23日第3条第1項及び同条第2項、第5条、第7条第2号及び同条第4号、第8条第2項、第38条第1項、第38条の2第1項改正、第3条第8項、第7条第7号追加）

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2号の改正規定は、平成11年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成13年3月23日第7条第2号、同条第3号、同条第5号及び同条第6号、第8条第4項、第22条第3号、第36条の4、第36条の5、第38条第1項、第38条の2第1項改正）

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2号及び第5号の改正規定は、平成12年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成14年3月25日第3条第8項、第5条、第7条第1号～第4号及び同条第6号、第8条第4項、第28条第1項及び同条第3項、第38条第1項、第38条の2第1項改正、第8条第8項、第9条第3項、第28条第2項追加）

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の改正規定、第8条第4項の改正規定並びに第28条第1項、第2項及び第3項の改正規定は、平成13年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成15年3月26日第7条、第8条第3項、第12条第1項、第38条第1項、第38条の2第1項、第40条改正）

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1号及び第5号の改正規定については、平成14年度入学生から適用する。
- 3 第7条第2号及び第6号並びに第8条第3項の改正規定については、平成14年度以前入学生から適用する。
- 4 第7条第4号及び第7号の改正規定中の授業科目については、平成14年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成15年5月23日第38条の2第1項改正）

- 1 この学則は、平成15年5月23日から施行し、平成15年度在学学生から適用する。

付 則（平成16年3月12日第6条の2第2項、第7条第2号、同条第3号、同条第6号、同条第7号、第8条第6項、第38条第1項改正、旧第38条の2繰下・改正、第38条の2新設）

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2号の改正規定については、平成15年度以前入学生から適用する。
- 3 第7条第6号の改正規定中の授業科目については、平成15年度以前入学生から適用する。
- 4 平成15年度入学のNPO・地方行政研究コース推薦入学試験による入学者の学費については、第38条第1項の学費（通常学費）を適用する。

付 則（平成17年3月25日第1条、第2条第1項及び同条第2項、第7条第1号、同条第2号及び同条第5号～第7号、第8条第7項、第13条第1項、同条第4項及び同条第5項、第15条、第23条、第33条、第35条、第48条第3項及び同条第4項第1号、同項第2号、同項第4号改正、第2条の2新設、第13条第2項及び同条第3項追加、第2条第3項～第6項削除）

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1号、第2号、第5号、第6号並びに第7号の改正規定については、平成16年度以前入学生についても適用する。
- 3 平成15年度入学のNPO・地方行政研究コース推薦入学試験による入学者の学費については、第38条第1項の学費（通常学費）を適用する。

付 則（平成18年3月27日第7条第1号及び同条第4号～第7号、第8条第8項、第9条の2第1項、第22条第3号及び第5号、第23条、第38条第1項改正、第34条の2新設、第38条の2第4項追加）

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

- 2 第7条第6号ア及び第7号並びに第8条第8項の改正規定中の授業科目については、平成17年度以前入学生についても適用する。

付 則（平成18年12月21日第45条改正，第3条の2新設）

この学則は平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月27日第3条第7項，第5条，第6条の2第2項，第7条第1号～第7号，第42条改正，第8条の2新設，第42条第1号～第3号追加，第43条削除）

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成20年3月26日第7条第1号～第6号，第8条第7項，第38条第1項，第38条の3第1項，第48条第3項改正，第15章，第53条新設）

- 1 この学則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。
- 3 第38条及び第38条の3の改正規定は，平成20年度入学生から適用する。

付 則（平成21年3月26日第2条の2第1項，第3条第1項及び同条第7項，第3条の2，第5条，第6条の2第2項，第7条第2号～第6号，第8条第7項及び同条第8項，第12条第1項及び同条第4項，第31条，第38条第1項及び同条第5項，第38条の3第1項，第48条第3項及び同条第4項改正，第3条第9項，第7条第8号，第38条第5項，第48条第4項第1号，同条第5項及び同条第6項追加）

- 1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。
- 3 第7条第6号エの改正規定中の履修方法については，平成20年度入学生から適用する。

付 則（平成22年3月24日第3条の2，第7条第1号～第6号，第8条第6項改正）

- 1 この学則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成23年3月28日第3条第1項，第3条の2，第5条，第6条の2第2項，第7条第1号ア～ク，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア及

び同条同号イ、同条第6号ア及び同条同号ウ～カ、同条第7号ア及び同条第8号ア、第8条第6項ア及び同条同項イ、第17条第3項、第38条第1項及び同条第5項、第38条の3第1項改正、第3条第10項、第7条第9号ア、第8条第9項追加)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成24年3月26日第3条第2項、第3条の2、第5条、第6条の2第2項、第7条第1号エ、同条第2号ア、同条第3号ア、同条第6号ア～カ、同条第7号ア、同条第8号ア、同条第9号ア、第8条第2項、同条第7項ア～カ、第38条第1項、第38条の3第1項改正、第7条第1号カ繰下、第7条第1号オ、同条同号キ及びク繰下・改正、第7条第1号オ追加)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。
- 3 文学研究科国史学専攻については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、教育課程については従前の規定を適用する。
- 4 第38条及び第38条の3の規定にかかわらず、文学研究科修士課程教育学専攻（臨床心理学領域）学生には、従前の実験実習料の規定を適用する。

付 則（平成25年3月25日第3条の2、第7条第1号ア及び同条同号オ、同条第2号ア、同条第3号ア、同条第4号ア、同条第5号ア及び同条同号イ、同条第6号カ、同条第7号ア、同条第9号ア、第48条第5項及び同条第6項改正、第2条の2第6項追加)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成25年5月27日第2条の2第7項、第31条第2項、第38条第7項～第9項追加)

この学則は、平成25年5月27日から施行する。

付 則（平成25年7月26日第38条第1項、第38条の2第1項及び同条第4項、第38条の3第1項改正)

この学則は平成25年7月26日から施行する。

付 則（平成26年3月28日第7条第1号ア～ケ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア及び同条同号イ，同条第6号ア，同条同号ウ及びカ，同条第7号ア，同条第8号ア，同条第9号ア，第8条第6項ア及び同条同項イ，同条第9項，第38条第1項，第38条の3第1項改正，第6条第2項追加）

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成27年3月25日第3条の2，第7条第1号ウ～ケ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア及び同条同号イ，同条第6号ア～エ，同条第7号ア，同条第8号ア，同条第9号ア，第8条第9項，第44条第1項，第47条第3項改正，第44条第2項，第47条第4項及び同条第5項追加）

- 1 この学則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成27年8月7日第38条の2第1項，同条第3項及び同条第4項，第38条の3第1項改正）

この学則は，平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月23日第7条第5号ア及び同条同号イ改正，付則（平成27年3月25日）第1項改正，第2項追加）

この学則は，制定日（平成28年3月23日）から施行し，平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月23日第3条の2，第7条第1号エ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア及び同条同号イ，同条第6号カ，同条第7号ア，同条第8号ア，同条第9号ア，第36条の9改正）

- 1 この学則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生については，なお従前の規定による。
- 3 平成27年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成28年12月1日第3条第1項，第3条の2，第5条，第6条の2第2項，第38条第1項，第38条の3第1項改正，第3条第11項，第7条第10号ア，第8条第10項追加）

この学則は，平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月22日第2条第1項，第7条第1号ア～ケ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア及び同条同号イ，同条第6号ア～カ，同条第7号ア，同条第8号ア，同条第9号ア，第8条第4項及び同条第5項，同条第6項ア及び同条同項イ，第13章，第48条第1項～第4項，同条第4項第1号～第5号，同条第5項改正，第2条第2項，第48条第6項削除）

- 1 この学則は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生については，なお従前の規定による。
- 3 平成28年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成29年7月20日第38条の3第1項改正）

この学則は，平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月14日第3条第1項，第3条の2，第5条，第6条の2第2項，第38条第1項，第38条の3第1項改正，第3条第12項，第7条第11号，第8条第11項追加）

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月22日第7条第1号ウ及び同条同号オ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第6号ア及び同条同号イ，同条同号エ及び同条同号オ，同条第7号ア，同条第9号ア，同条第10号ア，第8条第10項改正）

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生については，なお従前の規定による。
- 3 平成29年度以前の入学生に対して，研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは，研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（平成30年5月29日第5条改正）

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月20日第3条第1項，同条第9項～第12項，第3条の2，第5条，第7条第1号ア及び同条同号イ，同条同号エ及び同条同号ケ，同条第2号ア，同条第3号ア，同条第4号ア，同条第5号ア，同条第6号ア～カ，同条第8号～第10号，同条第11号ア及び同条同号ウ，第8条第9項～第11項，第38条第1項，第38条の3第1項改正，第29条第3項，第38条第10項追加，第3条第8項，第7条第7号，第8条第8項削除）

- 1 この学則は平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 平成30年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。
- 4 国際文化学研究科については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間及び第36条の2に基づく研究生が在籍している間は存続することとし、教育課程は従前の規定を適用する。

付 則（令和2年3月19日第7条第1号カ、同条第2号ア、同条第3号ア、同条第4号ア、同条第5号イ、同条第6号ア～ウ、同号オ及びカ、同条第8号ア、同条第9号ア、第8条第4項、同条第7項ア～カ、同条第9項、第13条第1項、第28条第3項改正、第28条第3項追加）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条第9項中、履修方法に係る改正規定は、令和元年度入学生から適用する。
- 2 令和元年度以前の入学生については、前項ただし書きを除き、なお従前の規定による。
- 3 令和元年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（令和3年3月16日第3条の2、第7条第1号オ～キ、同条第2号ア、同条第4号ア、同条第8号ア、第9条第2項、第9条の2第1項及び同条第2項改正、第9条の3新設、第6条第3項、第12条第5項追加）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生については、第6条の改正規定を除き、なお従前の規定による。
- 3 令和2年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（令和4年3月15日第3条の2、第7条第4号ア、同条第6号イ、同条同号オ及び同条同号カ、同条第10号ウ改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 令和3年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（令和4年12月1日第3条第1項、同条第7項、同条第8項、同条第9項、同条第10項、第3条の2、第5条、第6条の2、第7条第1項第7号、同条同項第8号、同条同項第9号、同条同項第10号、第8条第8項、同条第9項、同条第10項、

第13条第1項、第36条の5第1項、第38条第1項、同条第10項、第38条の3第1項改正、第3条第11項、第7条第1項第10号、第8条第10項追加、第3条第7項、第7条第1項第6号、第8条第7項削除)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、教育課程は従前の規定を適用する。

付 則（令和5年3月22日第7条第1号オ、同条第2号ア、同条第4号ア、同条第7号ア、同条第8号ア、同条第10号ア～ウ、第8条第10項イ、第9条の2第2項、第13条第3項、第20条第1項、同条同項第4号、同条第2項、第38条第4項、第38条の3第4項改正、第20条第1項第5号、同条同項第6号削除)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 令和4年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

付 則（令和6年3月27日第6条の2第2項、第7条第2号ア、同条第3号ア、同条第4号ア、同条第7号ア、同条第8号ア、同条第10号ア、第36条、第10章、第38条第1項、同条第5項、同条第6項、第38条の3第1項改正)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 令和5年度以前の入学生に対して、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

○龍谷大学学位規程

昭和50年3月31日

(目的)

第1条 本学学位規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力認定の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は、別表第1に定めるとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 本学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に、学士の学位を授与する。

2 本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

3 本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程を修了した者に、博士の学位を授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行うその論文の審査に合格し、かつ大学院の博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 第3条第3項に規定する課程を修了するための学位論文は、博士後期課程に在学し、提出するものとする。

2 第3条第4項により博士の学位論文を提出して学位の授与を申請する者は、別表第6の様式による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、別表第7の様式による履歴書、各3通及び審査手数料50,000円を添えて学長に提出するものとする。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、大学院学則第36条の2に規定する研究生として在学し、博士の学位の授与を申請するときは、第3条第4項による学位としてとりあつかうものとする。

4 提出された学位論文については、大学院各研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(学力の認定)

第5条 第3条第3項による学位論文を受理したときは、申請した者の学力認定の試問を行うことができる。

2 第3条第4項による学位論文を受理したときは、学位論文の審査の外、外国語及び専攻学科について、大学院の博士課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行う。試問は筆答又は口述により行う。

3 本学大学院各研究科委員会が、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、その経歴及び業績審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(論文の審査)

第6条 第4条第4項の規定により受理された博士の学位論文及び第3条第2項による修士の学位論文又はそれに代わる特定の課題についての研究の成果の審査は、本学大学院各研究科委員会において行う。

2 大学院各研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して、当該論文の副本、訳本その他の提出を求めることができる。

(審査委員の構成)

第7条 第5条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定による学力の確認及び論文の審査は、当該専攻科目の担当教授及び他の関連科目の大学院担当教授のうちから計3名以上の審査員を選び、審査にあたらせる。ただし、第3条第2項による修士の学位論文又はそれに代わる特定の課題についての研究の成果の審査については、研究科委員会が認めるときには、審査員を計2名とすることができる。

2 大学院各研究科委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、審査員に大学院担当の准教授、講師を加えることができる。

3 大学院各研究科委員会が必要と認めたときは、本条第1項の規定にかかわらず、審査員に他大学の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(審査の期間)

第8条 第4条第4項の規定により受理された博士の学位論文の審査は、当該論文が受理されてから原則として1年以内に終了するものとする。

(課程の修了及び論文の審査の議決)

第9条 本学各学部教授会は、第3条第1項によるものについては、本学学則の定めるところにより、それぞれの学部の課程の修了の可否について議決する。

2 本学大学院各研究科委員会は、第3条第2項及び第3項によるものについては、本学大

学院学則の定めるところにより、それぞれの課程の修了の可否、第3条第4項によるものについては、その論文の合否について議決する。

3 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

4 前項の大学院各研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、外国出張等のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(学長への報告)

第10条 各学部教授会が第9条第1項の議決をしたときは、文書により学長に報告しなければならない。

2 大学院各研究科委員会が第9条第2項の議決をしたときは、文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第11条 学長は第10条第1項の規定による報告をうけたときは、卒業を認定し学位記を授与するものとする。

2 学長は第10条第2項の規定による報告をうけたときは、修了を認定又は論文の合格を決定し、学位記を授与するものとする。

(論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第14条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、当該専攻分野の名称を記し、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

2 学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の取消)

第15条 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、本学大学院各研究科委員会の議を経て大学院教学会議において学位の授与を取消することができる。

2 前項の決議については、第9条の決議の場合と同様に行うものとする。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を具し、学長に願出なければならない。

2 再交付料は、10,000円とする。

(学位授与の報告)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、別表第8の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

付 則

1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和44年4月1日施行の龍谷大学学位規程は、昭和50年3月31日をもって廃止する。

付 則(昭和56年10月31日第2条、第14条改正)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月22日第2条、第14条第1項改正)

第1条 この規程は、文部大臣の認可の日(昭和60年3月22日)から施行する。

付 則(平成2年3月27日第4条第2項、第5条第3項、第7条第1項改正)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、学位規程第4条第2項の「5年」を算定するについては、昭和60年4月1日以後平成2年3月31日以前に退学した者に限り、平成2年4月1日から起算するものとする。

付 則(平成3年3月25日第2条、第14条改正)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月21日第1条～第4条、第9条～第12条、第14条、第17条改正)

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成5年3月25日第2条改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月24日第2条改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月27日別表第1(3)改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項に基づく別表第1(3)については、文部大臣の設置認可の日から適用する。

付 則（平成8年3月25日別表第1改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月25日第4条第2項、第5条改正）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、従前の学位規程第4条第2項の規定により申請できる者は、平成8年度博士後期課程入学生までとする。

付 則（平成10年3月26日別表第1(1)改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月23日別表第1(2)及び(3)改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月23日第17条改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月25日別表第1(3)改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日別表第1(1)改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月12日別表1(1)、別表2、別表3、別表4改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月25日第2条第1項、第3条第1項～第3項及び同条第5項、第4条第1項、第7条第1項、第9条第5項、第10条第2項及び同条第3項、第11条第2項、第14条第2項、第17条、別表第1(4)改正、旧別表第5、旧別表第6、旧別表第7繰下、別表第5新設）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月27日別表第1(1)、別表第5改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月21日第7条改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月27日別表第1(2)改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月26日別表第1(2)及び(3)改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月28日第11条，別表第1(1)～(3)改正）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 法学部政治学科については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称は従前の規定を適用する。

付 則（平成24年3月26日別表第1(1)～(3)改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 文学部史学科国史学専攻，東洋史学専攻，仏教史学専攻及び文学研究科国史学専攻については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称は従前の規定を適用する。

付 則（平成25年3月25日第6条第1項，第7条第1項改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年5月27日第1条，第12条，第13条改正）

この規程は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年3月28日別表第1改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月15日別表第1(1)改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会学部地域福祉学科，臨床福祉学科については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称は従前の規定を適用する。

付 則（平成27年3月25日別表第1改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際文化学部については、改正規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称は従前の規定を適用する。

付 則（平成28年5月26日別表第1(1)改正）

この規程は、制定日（平成28年5月26日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成28年12月1日別表第1(2)及び(3)改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月22日第2条第1項、第14条第2項、第15条第1項改正、第3条第5項、第9条第5項、第10条第3項、別表第1(4)、別表第5削除）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月14日別表第1(2)及び(3)改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成30年5月29日第2条、別表第1(1)～(3)、別表第2～別表第4改正）

この規程は、制定日（平成30年5月29日）から施行する。

付 則（平成30年12月20日別表第1(1)改正）

- 1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 理工学部数理情報学科、電子情報学科、機械システム工学科、物質化学科、情報メディア学科、環境ソリューション工学科については、変更後の規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は従前の規定を適用する。

付 則（平成31年3月20日第4条第1項～第3項、第6条第1項、第8条、第11条第2項、別表第1(2)及び(3)、別表第6改正、第4条第1項追加）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 国際文化学研究科については、改正規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は従前の規定を適用する。

付 則（令和2年3月19日別表第2改正）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

付 則（令和3年12月20日別表第1改正）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 文学部臨床心理学科については、改正規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は従前の規定を適用する。

付 則（令和4年3月15日別表第1改正）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 農学部植物生命科学科及び資源生物科学科については、改正規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は従前の規定を適用する。

付 則（令和4年12月1日別表第1改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科については、改正規定にかかわらず、当該学生が在学している間は存続することとし、付記する専攻分野の名称及び英文学位名称は従前の規定を適用する。

別表第1（第2条関係）

(1) 学士

学部	学科・課程	専攻	付記する専攻分野 の名称	英文学位名称
文学部	真宗学科		文学	BACHELOR OF ARTS
	仏教学科			
	哲学科	哲学専攻		
		教育学専攻		
	歴史学科	日本史学専攻		
		東洋史学専攻		
		仏教史学専攻		
		文化遺産学専攻		
	日本語日本文学科			
	英語英米文学科			
経済学部	現代経済学科		経済学	BACHELOR OF ECONOMICS
	国際経済学科			
経営学部	経営学科		経営学	BACHELOR OF ARTS IN BUSINESS ADMINISTRATI ON
法学部	法律学科		法学	BACHELOR OF LAWS

社会学部	社会学科		社会学	BACHELOR OF SOCIOLOGY
	コミュニティマネジメント学科			
	現代福祉学科		社会福祉学	BACHELOR OF SOCIAL WELFARE
政策学部	政策学科		政策学	BACHELOR OF POLICY SCIENCE
国際学部	国際文化学科		国際文化学	BACHELOR OF INTERCULTURAL COMMUNICATION
	グローバルスタディーズ学科		グローバルスタディーズ	BACHELOR OF GLOBAL STUDIES
農学部	生命科学科		農学	BACHELOR OF AGRICULTURE
	農学科			
	食品栄養学科			
	食料農業システム学科			
先端理工学部	数理・情報科学課程		理学	BACHELOR OF SCIENCE
	知能情報メディア課程		工学	BACHELOR OF ENGINEERING
	電子情報通信課程			
	機械工学・ロボティクス課程			
	応用化学課程			

	環境生態工学課程			
心理学部	心理学科		心理学	BACHELOR OF PSYCHOLOGY

(2) 修士

研究科	専攻・コース	付記する専攻分野の名称	英文学位名称
文学研究科	真宗学専攻	文学	MASTER OF ARTS
	仏教学専攻		
	哲学専攻		
	教育学専攻	教育学	MASTER OF EDUCATION
	臨床心理学専攻	臨床心理学	MASTER OF CLINICAL PSYCHOLOGY
	日本史学専攻	文学	MASTER OF ARTS
	東洋史学専攻		
	日本語日本文学専攻		
	英語英米文学専攻		
法学研究科	法律学専攻	法学	MASTER OF LAWS
経済学研究科	経済学専攻	経済学	MASTER OF ECONOMICS
経営学研究科	経営学専攻	経営学	MASTER OF ARTS IN BUSINESS ADMINISTRATION
社会学研究科	社会学専攻	社会学	MASTER OF SOCIOLOGY
	社会福祉学専攻	社会福祉学	MASTER OF SOCIAL WELFARE
実践真宗学研究科	実践真宗学専攻	実践真宗学	MASTER OF PRACTICAL SHIN

			BUDDHIST STUDIES
政策学研究科	政策学専攻	政策学	MASTER OF POLICY SCIENCE
農学研究科	食農科学専攻	食農科学	MASTER OF FOOD AND AGRICULTURAL SCIENCE
国際学研究科	国際文化学専攻	国際文化学	MASTER OF INTERCULTURAL COMMUNICATION
	グローバルスタディーズ専攻	グローバルスタディーズ	MASTER OF GLOBAL STUDIES
	言語コミュニケーション専攻	言語コミュニケーション	MASTER OF LANGUAGE AND COMMUNICATION
先端理工学研究科	先端理工学専攻（数理・情報科学コース）	理学	MASTER OF SCIENCE
	先端理工学専攻（知能情報メディアコース，電子情報通信コース，機械工学・ロボティクスコース，応用化学コース，環境科学コース）	工学	MASTER OF ENGINEERING

(3) 博士

研究科	専攻・コース	付記する専攻分野の名称	英文学位名称
文学研究科	真宗学専攻	文学	DOCTOR OF PHILOSOPHY IN LETTERS
	仏教学専攻		
	哲学専攻		

	教育学専攻	教育学	DOCTOR OF EDUCATION
	臨床心理学専攻	臨床心理学	DOCTOR OF CLINICAL PSYCHOLOGY
	日本史学専攻	文学	DOCTOR OF PHILOSOPHY IN LETTERS
	東洋史学専攻		
	日本語日本文学専攻		
	英語英米文学専攻		
法学研究科	法律学専攻	法学	DOCTOR OF LAWS
経済学研究科	経済学専攻	経済学	DOCTOR OF ECONOMICS
経営学研究科	経営学専攻	経営学	DOCTOR OF PHILOSOPHY IN BUSINESS ADMINISTRATION
社会学研究科	社会学専攻	社会学	DOCTOR OF SOCIOLOGY
	社会福祉学専攻	社会福祉学	DOCTOR OF SOCIAL WELFARE
政策学研究科	政策学専攻	政策学	DOCTOR OF POLICY SCIENCE
農学研究科	食農科学専攻	食農科学	DOCTOR OF FOOD AND AGRICULTURAL SCIENCE
国際学研究科	国際文化学専攻	国際文化学	DOCTOR OF INTERCULTURAL COMMUNICATION
	グローバルスタディー	グローバルスタディー	DOCTOR OF

	ズ専攻	ズ	GLOBAL STUDIES
先端理工学研究科	先端理工学専攻（数 理・情報科学コース）	理学	DOCTOR OF SCIENCE
	先端理工学専攻（知能 情報メディアコース， 電子情報通信コース， 機械工学・ロボティク スコース，応用化学コ ース，環境科学コース）	工学	DOCTOR OF ENGINEERING

別表第2(学部の課程を修了した場合)(第14条関係)

和文

第 号	卒業証書・学位記	氏 名	年 月 日 生	本学〇〇学部(〇〇学科)(〇〇課程)所定の課程を修 めて本学を卒業したことを認め 学士(〇〇学)の学位 を授与する	年 月 日	龍谷大学 龍谷大学〇〇学部長 龍谷大学長	印 印
--------	----------	--------	------------------	---	-------------	----------------------------	--------

英文

CERTIFICATE OF GRADUATION RYUKOKU UNIVERSITY HEREBY CONFERS UPON	
Name	(氏 名)
Date of Birth	(月 日, 年)
THE DEGREE OF BACHELOR OF (専攻分野名) IN RECOGNITION OF THE FULFILLMENT OF THE REQUIREMENTS FOR THE (DEPARTMENT OF 学科名)(課程名 COURSE)((専攻名)) AT THE FACULTY OF (学部名), RYUKOKU UNIVERSITY	
(学長サイン) (学長名) President	
(学部長サイン) (学部長名) Dean	
Date of Issue : (月 日, 年) Degree Number : (番号)	

備考 この学位記は、原則として和文を授与するものとし、申請があった場合に限り和文に替えて英文を授与する。

別表第3(大学院の課程を修了した場合)(第14条関係)

和文

第 号	年 月 日	修了したので修(博)士(○○学)の学位を授与する	本学大学院○○研究科○○専攻の修(博)士課程を	氏 名	年 月 日 生	学 位 記
		龍谷大学長				
		印				

英文

RYUKOKU UNIVERSITY HEREBY CONFERS UPON	
Name	(氏 名)
Date of Birth	(月 日, 年)
THE DEGREE OF MASTER(又は DOCTOR) OF (専攻分野名) IN RECOGNITION OF THE FULFILLMENT OF THE REQUIREMENTS FOR THE DEPARTMENT OF (専攻名) AT THE GRADUATE SCHOOL OF (研究科名), RYUKOKU UNIVERSITY	
(学長サイン) _____ (学長名) President	
Date of Issue : (月 日, 年)	
Degree Number : (番号)	

備考 この学位記は、原則として和文を授与するものとし、申請があった場合に限り和文に替えて英文を授与する。

別表第6(第4条関係)

学 位 申 請 書

年 月 日

龍 谷 大 学 長 殿

氏 名 印

貴学学位規程第4条第2項の規定により論文に論文要旨履歴書及び論文審査手数料金50,000
円を添えて博士(〇〇学)の学位授与を申請いたします

別表第7(第4条関係)

履歴書		
本籍		
現住所		
	氏名	
	年	月日生
学歴(旧中学, 新高等学校以上)		
	年	月日
職歴		
	年	月日
研究歴(論文, 著述目録)		
	年	月日
上記の通り違いありません。		
	年	月日
	氏名	印

別表第8(第17条関係)
(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

学 位(博 士)授 与 報 告 書

龍谷大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							

甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙												
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙												
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙												

- 備 考
- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
 - 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
 - 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
 - 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

別表第2（学部の課程を修了した場合）（第14条関係）

別表第3（大学院の課程を修了した場合）（第14条関係）

別表第4（論文提出による場合）（第14条関係）

別表第5 削除

別表第6（第4条関係）

別表第7（第4条関係）

別表第8（第17条関係）

専修免許状について(大学院生対象)

(1) 専修免許状の取得方法

本研究科生において、以下のとおりとする。

- I. 大学(本学・他大学とも)の学部在学中にすでに一種免許状を取得している場合
学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合
大学院修士課程での自専攻開講科目24単位以上を修得することにより専修免許状を
取得することができる。
- II. 大学(本学・他大学とも)の学部在学中に一種免許状を取得していない場合
大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する
研究科での自専攻開講科目24単位以上を修得することにより専修免許状を取得すること
ができます。一種免許状取得の要件は学部生と同じです。

(2) 単位の取得方法

大学院修士課程の教職対象科目について、以下の各専攻に該当する一覧に基づき履修する。

先端理工学研究科 先端理工学専攻 数理・情報科学コース

中学校教諭専修免許状(数学)／高等学校教諭専修免許状(数学)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については数理・情報科学コース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(数理・情報科学コース)	1
数学解析特論Ⅰ	1
数学解析特論Ⅱ	1
応用幾何特論Ⅰ	1
応用幾何特論Ⅱ	1
物性物理学特論Ⅰ	1
物性物理学特論Ⅱ	1
計算科学特論Ⅰ	1
計算科学特論Ⅱ	1
反応拡散系特論Ⅰ	1
反応拡散系特論Ⅱ	1
数理モデル特論Ⅰ	1
数理モデル特論Ⅱ	1
数理科学特論Ⅰ	1
数理科学特論Ⅱ	1
自然言語処理特論Ⅰ	1
自然言語処理特論Ⅱ	1
アルゴリズム理論特論Ⅰ	1
アルゴリズム理論特論Ⅱ	1
ソフトウェア理論特論Ⅰ	1
ソフトウェア理論特論Ⅱ	1
機械学習特論Ⅰ	1
機械学習特論Ⅱ	1
数理情報科学特論 A	1
数理情報科学特論 B	1
非線形解析学特論Ⅰ	1
非線形解析学特論Ⅱ	1
信号処理特論	1
画像処理特論	1
コンピュータグラフィックス特論Ⅰ	1

コンピュータグラフィックス特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2

先端理工学研究科 先端理工学専攻 知能情報メディアコース
高等学校教諭専修免許状(情報)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については
 知能情報メディアコース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(知能情報メディアコース)	1
ソフトウェア工学特論Ⅰ	1
ソフトウェア工学特論Ⅱ	1
情報システム特論Ⅰ	1
情報システム特論Ⅱ	1
知的情報処理特論Ⅰ	1
知的情報処理特論Ⅱ	1
信号処理特論	1
画像処理特論	1
ソフトウェア科学特論Ⅰ	1
ソフトウェア科学特論Ⅱ	1
言語情報処理特論Ⅰ	1
言語情報処理特論Ⅱ	1
情報コミュニケーション特論Ⅰ	1
情報コミュニケーション特論Ⅱ	1
推薦システム特論Ⅰ	1
推薦システム特論Ⅱ	1
コンピュータグラフィックス特論Ⅰ	1
コンピュータグラフィックス特論Ⅱ	1
音響信号処理特論Ⅰ	1
音響信号処理特論Ⅱ	1
計算科学特論Ⅰ	1
計算科学特論Ⅱ	1
自然言語処理特論Ⅰ	1
自然言語処理特論Ⅱ	1
アルゴリズム理論特論Ⅰ	1
アルゴリズム理論特論Ⅱ	1
ソフトウェア理論特論Ⅰ	1
ソフトウェア理論特論Ⅱ	1
機械学習特論Ⅰ	1

機械学習特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2

先端理工学研究科 先端理工学専攻 電子情報通信コース
高等学校教諭専修免許状(工業)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については
 電子情報通信コース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(電子情報通信コース)	1
強化学習特論Ⅰ	1
強化学習特論Ⅱ	1
生体システム特論Ⅰ	1
生体システム特論Ⅱ	1
電子ディスプレイ特論	1
脳型集積回路特論	1
マイクロ波通信工学特論Ⅰ	1
マイクロ波通信工学特論Ⅱ	1
電子物性特論Ⅰ	1
電子物性特論Ⅱ	1
知能情報特論Ⅰ	1
知能情報特論Ⅱ	1
量子工学特論	1
ナノテクノロジー工学特論	1
電磁波計測特論Ⅰ	1
電磁波計測特論Ⅱ	1
電子情報数学特論	1
景観情報学特論	1
人間情報処理特論Ⅰ	1
人間情報処理特論Ⅱ	1
ナノ計測工学特論Ⅰ	1
ナノ計測工学特論Ⅱ	1
科学技術英語特論・演習	2
複合材料力学特論Ⅰ	1
複合材料力学特論Ⅱ	1
計算生体力学特論	1
有限要素法特論	1
熱流体工学特論Ⅰ	1

熱流体工学特論Ⅱ	1
エネルギー工学特論	1
燃焼特論	1
高速空気力学特論	1
航空宇宙工学特論	1
材料工学特論Ⅰ	1
材料工学特論Ⅱ	1
材料加工特論	1
強度評価学特論	1
ロボット工学特論Ⅰ	1
ロボット工学特論Ⅱ	1
知能制御特論Ⅰ	1
知能制御特論Ⅱ	1
知能システム特論Ⅰ	1
知能システム特論Ⅱ	1
計測システム特論Ⅰ	1
計測システム特論Ⅱ	1
精密加工学特論Ⅰ	1
精密加工学特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2

先端理工学研究科 先端理工学専攻 機械工学・ロボティクスコース
高等学校教諭専修免許状(工業)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については
 機械工学・ロボティクスコース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(機械工学・ロボティクスコース)	1
複合材料力学特論Ⅰ	1
複合材料力学特論Ⅱ	1
計算生体力学特論	1
有限要素法特論	1
熱流体工学特論Ⅰ	1
熱流体工学特論Ⅱ	1
エネルギー工学特論	1
燃焼特論	1
高速空気力学特論	1
航空宇宙工学特論	1
材料工学特論Ⅰ	1
材料工学特論Ⅱ	1
材料加工特論	1
強度評価学特論	1
ロボット工学特論Ⅰ	1
ロボット工学特論Ⅱ	1
知能制御特論Ⅰ	1
知能制御特論Ⅱ	1
知能システム特論Ⅰ	1
知能システム特論Ⅱ	1
計測システム特論Ⅰ	1
計測システム特論Ⅱ	1
精密加工学特論Ⅰ	1
精密加工学特論Ⅱ	1
強化学習特論Ⅰ	1
強化学習特論Ⅱ	1
生体システム特論Ⅰ	1
生体システム特論Ⅱ	1
電子ディスプレイ特論	1

脳型集積回路特論	1
マイクロ波通信工学特論Ⅰ	1
マイクロ波通信工学特論Ⅱ	1
電子物性特論Ⅰ	1
電子物性特論Ⅱ	1
知能情報特論Ⅰ	1
知能情報特論Ⅱ	1
量子工学特論	1
ナノテクノロジー工学特論	1
電磁波計測特論Ⅰ	1
電磁波計測特論Ⅱ	1
電子情報数学特論	1
景観情報学特論	1
人間情報処理特論Ⅰ	1
人間情報処理特論Ⅱ	1
ナノ計測工学特論Ⅰ	1
ナノ計測工学特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2

先端理工学研究科 先端理工学専攻 応用化学コース

中学校教諭専修免許状(理科)／高等学校教諭専修免許状(理科)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については
応用化学コース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(応用化学コース)	1
分析科学特論Ⅰ	1
分析科学特論Ⅱ	1
固体物性化学特論Ⅰ	1
固体物性化学特論Ⅱ	1
電気化学特論Ⅰ	1
電気化学特論Ⅱ	1
生物化学特論Ⅰ	1
生物化学特論Ⅱ	1
生体分子工学特論	1
バイオ計測工学特論	1
材料物性測定学特論Ⅰ	1
材料物性測定学特論Ⅱ	1
固体化学特論Ⅰ	1
固体化学特論Ⅱ	1
無機機能材料化学特論Ⅰ	1
無機機能材料化学特論Ⅱ	1
有機合成化学特論Ⅰ	1
有機合成化学特論Ⅱ	1
有機機能材料化学特論Ⅰ	1
有機機能材料化学特論Ⅱ	1
高分子材料工学特論Ⅰ	1
高分子材料工学特論Ⅱ	1
高分子機能科学特論Ⅰ	1
高分子機能科学特論Ⅱ	1
水道工学特論Ⅰ	1
水道工学特論Ⅱ	1
下水道工学特論Ⅰ	1
下水道工学特論Ⅱ	1
生産生態学特論Ⅰ	1

生産生態学特論Ⅱ	1
物質移動現象特論	1
水処理工学特論	1
環境微生物工学特論Ⅰ	1
環境微生物工学特論Ⅱ	1
環境計量特論Ⅰ	1
環境計量特論Ⅱ	1
資源循環工学特論	1
廃棄物処理技術特論	1
環境影響評価特論Ⅰ	1
環境影響評価特論Ⅱ	1
理論生態学特論Ⅰ	1
理論生態学特論Ⅱ	1
数理モデリング特論Ⅰ	1
数理モデリング特論Ⅱ	1
保全生物学特論Ⅰ	1
保全生物学特論Ⅱ	1
多様性生物学特論Ⅰ	1
多様性生物学特論Ⅱ	1
生態学とその周辺の先端分析に関する特論Ⅰ	1
生態学とその周辺の先端分析に関する特論Ⅱ	1
生態学における実証とデータ解析に関する特論Ⅰ	1
生態学における実証とデータ解析に関する特論Ⅱ	1
環境生態学特論AⅠ	1
環境生態学特論AⅡ	1
環境生態学特論BⅠ	1
環境生態学特論BⅡ	1
資源利活用特論Ⅰ	1
資源利活用特論Ⅱ	1
燃焼工学特論Ⅰ	1
燃焼工学特論Ⅱ	1
環境動物昆虫学特論Ⅰ	1
環境動物昆虫学特論Ⅱ	1
動物生態学特論Ⅰ	1
動物生態学特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2

先端理工学研究科 先端理工学専攻 環境科学コース

中学校教諭専修免許状(理科)／高等学校教諭専修免許状(理科)

下記の自専攻開講科目から24単位以上を修得すること。

なお、「先端理工学基礎演習Ⅰ」「先端理工学基礎演習Ⅱ」については
環境科学コース生用のクラスを履修すること。

授業科目	単位数
教科に関する科目	
先端理工学研究(環境科学コース)	1
水道工学特論Ⅰ	1
水道工学特論Ⅱ	1
下水道工学特論Ⅰ	1
下水道工学特論Ⅱ	1
生産生態学特論Ⅰ	1
生産生態学特論Ⅱ	1
物質移動現象特論	1
水処理工学特論	1
環境微生物工学特論Ⅰ	1
環境微生物工学特論Ⅱ	1
環境計量特論Ⅰ	1
環境計量特論Ⅱ	1
資源循環工学特論	1
廃棄物処理技術特論	1
環境影響評価特論Ⅰ	1
環境影響評価特論Ⅱ	1
理論生態学特論Ⅰ	1
理論生態学特論Ⅱ	1
数理モデリング特論Ⅰ	1
数理モデリング特論Ⅱ	1
保全生物学特論Ⅰ	1
保全生物学特論Ⅱ	1
多様性生物学特論Ⅰ	1
多様性生物学特論Ⅱ	1
生態学とその周辺の先端分析に関する特論Ⅰ	1
生態学とその周辺の先端分析に関する特論Ⅱ	1
生態学における実証とデータ解析に関する特論Ⅰ	1
生態学における実証とデータ解析に関する特論Ⅱ	1
環境生態学特論AⅠ	1

環境生態学特論AⅡ	1
環境生態学特論BⅠ	1
環境生態学特論BⅡ	1
資源利活用特論Ⅰ	1
資源利活用特論Ⅱ	1
燃烧工学特論Ⅰ	1
燃烧工学特論Ⅱ	1
環境動物昆虫学特論Ⅰ	1
環境動物昆虫学特論Ⅱ	1
動物生態学特論Ⅰ	1
動物生態学特論Ⅱ	1
分析科学特論Ⅰ	1
分析科学特論Ⅱ	1
固体物性化学特論Ⅰ	1
固体物性化学特論Ⅱ	1
電気化学特論Ⅰ	1
電気化学特論Ⅱ	1
生物化学特論Ⅰ	1
生物化学特論Ⅱ	1
生体分子工学特論	1
バイオ計測工学特論	1
材料物性測定学特論Ⅰ	1
材料物性測定学特論Ⅱ	1
固体化学特論Ⅰ	1
固体化学特論Ⅱ	1
無機機能材料化学特論Ⅰ	1
無機機能材料化学特論Ⅱ	1
有機合成化学特論Ⅰ	1
有機合成化学特論Ⅱ	1
有機機能材料化学特論Ⅰ	1
有機機能材料化学特論Ⅱ	1
高分子材料工学特論Ⅰ	1
高分子材料工学特論Ⅱ	1
高分子機能科学特論Ⅰ	1
高分子機能科学特論Ⅱ	1
先端理工学基礎演習Ⅰ	2
先端理工学基礎演習Ⅱ	2